

富裕税の創設とその終末

梅

田

高

樹

(元税務大学
校教授部
研究部)

目次

はじめに	二二五
一 富裕税の源流 — 馬場税制案 —	二二七
二 富裕税創設前の税務行政 — 混乱期 —	二二〇
三 国税庁の発足	二二四
四 ドッジと超均衡予算	二二九
五 シャウプ使節団	二三三
(一) シャウプ使節団の来日	二三三
(二) 使節団の調査活動	二三七
六 シャウプ勧告	二四〇
(一) 勧告の概要	二四〇
(二) 富裕税の語源	二四四
(三) 国内における反響と世論	二四五
(四) 富裕税を中心として	二五一
七 富裕税誕生の陣痛 — 国会審議の状況 —	二五三
(一) 衆議院	二五五

1	非上場株式の評価について	二五七
2	評価鑑定機関の設置について	二五八
3	課税財産の的確な把握について	二五九
4	富裕税の課税見込人員は、金屏風は非課税対象か課税対象か	二六〇
(二)	参議院	二六三
1	国宝等の百万円控除は低すぎる	二六四
2	家屋の評価は	二六五
3	国宝等は非課税に	二六七
4	税負担が所得額を超えるケースの有無	二六八
5	仮名預金の調査は難問題	二六八
八	シャウプ第二次勧告	二七〇
(一)	シャウプ使節団の再来日	二七〇
(二)	第二次勧告	二七一
九	富裕税の施行に伴う国税当局の措置	二七三
(一)	準備事務	二七三
(二)	富裕税法施行規則の制定	二七五
(三)	富裕税財産評価事務取扱通達の制定	二七七

一〇 執行の状況.....二八二

(一) 二五年分.....二八二

1 課税見込対象者の選定.....二八二

2 申告指導.....二八三

3 申告の結果.....二八三

4 富裕者は東低西高.....二八五

(二) 二六年分.....二八六

1 事務運営.....二八七

2 調査の内容.....二八八

その一.....二八八

その二.....二八九

その三.....二八九

3 資産税関係職員の数.....二九一

4 申告の結果.....二九二

(三) 二七年分.....二九四

1 事務運営.....二九四

2 申告の結果.....二九五

3	調査事績の総括	二九六
一一	富裕税の廃止	二九九
(一)	富裕税法廃止の気運	二九九
一二	富裕税法廃止法案の審議	三〇〇
(一)	衆議院	三〇〇
1	富裕税法は廃止するのがしかるべし	三〇一
2	負担の調整とは	三〇二
3	討論・採決	三〇四
(二)	参議院	三〇七
1	現行法による徴収見込額は	三〇八
2	富裕税法廃止の理由	三〇九
3	富裕税法は政府の失敗か	三一一
4	討論・採決	三一二
一三	富裕税の廃止に伴う処理	三一一
(一)	富裕税の廃止に伴う処理	三一一
(二)	納税者名簿作成の準備	三一四
一四	諸外国にみる富裕税制	三一四

一五 富裕税の長所と短所……………三二一

あとがき……………三二六

はじめに

昭和五六年一月七日付の新聞^(注)によると、フランスのミッテラン大統領は、一九八二年度から富裕税を施行することとし、国民議会の可決を経て、現在は上院の通過をまわっていると報道されている。

それによると、創設される富裕税は、課税最低限度を三百万フラン（一億二千万円、一フランは約四〇円）とし、税率は、資産評価額が、①三百万フランから五百万フランまでは〇・五パーセント、②五百万フランから一千万フランまでは一パーセント、③一千万フランを超えるものについては一・五パーセントの三段階に分けて課税するとしている。

また、工場設備・農地など生産に必要な財産については、五百万フラン（二億円）まで控除するとしている。この新税創設により課税対象となる納税者数は約二〇万世帯と推定されており全納税者数の二パーセント以下といわれている。

非課税資産にはお国柄を反映してか美術品も含まれるとしており、このほか永年にわたって貯蔵されてきた年代物のワインや山林についても課税緩和の措置がとられ、特に山林については、評価額の七五パーセントを控除した後の二五パーセントについて課税するとしている。

ちなみに、フランスでは百万フラン（四千万円）以上の資産を持つ資産階級は全体の一〇パーセント程度といわれておりこれらの人々の所有する資産は、国内全資産の五七パーセントを占め、依然として階級制度が残っていると

われている。

現在、国連加盟諸国のうち、富裕税が施行されている国々は、一九〇〇年代の初期に施行されたデンマーク・スウェーデン・ノルウェーを始め、オランダ・西ドイツ（州税）・オーストリア・フィンランド・ルクセンブルグ・スイスのほかアジアにおいては、インド・スリランカ・パキスタンの十二ヶ国が数えられ、いづれも税率は、〇・二パーセントから三パーセントといった低率で所得税の補完税としての役割を持たされている。

我国においても、昭和二年（一九四九年）九月の「シャウプ勧告」によって昭和二五年度から導入され、施行後僅か三年にして、二八年には廃止されている。その後、いく度か政治の場においても富裕税の創設について議論されてきたが、前例を踏まえた政府側の答弁によって議論がかみ合わないまま今日に至っている。

五五年一月小倉武一税制調査会長から内閣へ答申された「財政体質を改善するために税制上とるべき方策について答申」によると「富裕税については、財産の評価や把握等の執行面における困難が大きく、徴税コストの高い税とならざるを得ないとする意見、現行所得税の税率構造からみて、これを導入するとしても所得税の補完税として機能する範囲はおのずから限定されたものとならざるを得ず、多くの税収を期待することは困難であるとする意見（中略）したがって富裕税については、今後の税制のあり方等との関連において引き続き検討を重ねていくことが適当であらう。」と答申されている。富裕税が廃止されてから三〇年になんなんとする今日、占領下という困難な時期に富裕税の執行に国税当局がいかに対処し、どのような執行が行われたのか先人の足跡を本稿とともにたどり「温故知新」の実証としてみたい。

（注一） 読売新聞（夕刊）

一 富裕税の源流 — 馬場税制案 —

昭和十一年二月二六日の未明、雪におおわれた東京を震がいさせた陸軍の一部青年将校による重臣暗殺事件、いわゆる二・二六事件で総辭職した岡田内閣の外務大臣であった馬場鐵一（昭一・三〜二・二）は貴族院の革新派といわれ、岡田内閣の後をうけた広田内閣の大蔵大臣に就任した。

馬場蔵相は就任直後、声明を発表し、その中で「国・地方の租税制度の根本的改革を行い、負担の均衡と租税収入の増加を図りたい。」旨を述べている。また、彼は、昭和一二年度予算案の編成に当たって、「従来の大蔵省の予算編成方針は、各省の要求を拒否あるいは削減するのみでなんら創造的なものはなく、国民経済に寄与することがない。」と批判し、出すべきところには積極的に出すべきであると強調した。

当時、陸軍を中心とする軍部の圧力は次第に強力なものとなり、一途に準戦時体制へと向かっていた折でもあり、昭和一二年度の予算は、総額で三〇億円に達し、うち、増税額は約七億円と二〇パーセントを超えていた。

この増税の内容は、次に述べるように馬場税制案の根幹をなすもので財産税や売上税を創設して、弾力性のある税制を作りあげようとした画期的なものであった。

まず、①直接税体系は所得税を中心として、収益税^(注2)及び財産税^(注3)をもって補完税とする、②所得税については、個人に比べて法人に重い負担を課することとするほか、第二種所得税^(注4)の源泉課税を廃止して、原則として第三種所得^(注5)に総合課税する。ただし、当分の間、国債及び預金の利子については、納税者の申請がある場合に限って利子支払いの際

に課税するいわゆる源泉選択の制度を認める、③所得税を補完するための収益税のうち、家屋税だけは地方税として課税していたが、これを国税に移して収益税制度を整備する、④所得税の補完税は、収益税だけでは不十分であるから、第二次補完税として軽微な財産税を創設する、⑤流通税として有価証券移転税及び売上税を創設して軽微の課税を行う、⑥所得税、営業収益税、資本利子税、相続税、酒税、織物消費税、砂糖消費税などについて税率の引上げを行うほか、新たに揮発油税を設ける。ただし、増税は、所得税、資本利子税、相続税に重点をおき、間接税の増税は軽度^(註6)に止める。

なお、地租の負担は従来通り（地方付加税は若干軽減する）とし、家屋税は、国税及び地方付加税を通じて相当軽減^(註6)するとしている。地方税については省略した。

ちなみに、この「財産税」法案は、池田勇人氏の立案によるものでその構想は、昭和二五年に創設された「富裕税法」（後述）に引継がれたといわれ、法案の骨格は次のとおりであった。

- (一) 法人にありては、払込資本金及び積立金の合計額（繰越欠損額控除）に対し、千分の一・五の課税をなすこと。
- (二) 個人にありては、三万円以上の財産（負債控除）に対し、千分の一・〇の課税をなすこと。
- (三) 財産評価に対する規定を設け評価の適正公平を期するとともに不動産重課の弊を避くること。なお、この規定を相続税及び登録税にも準用すること。

この財産税法案の特色は、当時、いつ戦争状態に突入するか予断を許さない状態にあったため、弾力性をもった税制とし、一朝有事の際には財政需要に即応できるようにとの含みをもち、例えば、〇・一パーセントあるいは〇・二パーセントといったわずかな税率の引上げによって納税者感情を大きく刺激することなくかなりの税収入の増加を図

ることにあつたといわれている。

この画期的といわれた馬場税制案は、昭和二年一月に招集された第七〇帝国議会に提出されたが、浜田国松議員（衆）の寺内陸軍大臣に対する質問が、いわゆる「腹切り問答」に飛火し、そのため寺内陸相が辞表を提出したことから内閣総辞職に発展し、この税制改革案も廃案となつた。

(注1) 西山求著「近代租税物語33」大蔵財務協会「税のしるべ」

(注2) 収益税は、地代、利子、家賃、営業収益等、土地、資本、家屋、営業等の源泉と結びついて毎年定期的に発生する収益に対する租税（ぎょうせい刊税務百科大辞典より）。

(注3) 財産税は、財産を所有しているという事実に基づいて課する税であるが個別財産税と一般財産税とに区分される。個別財産税は、地価または家屋の価格を課税標準とする地租または家屋税のように土地、家屋などの特定の財産を所有しているという事実に基づいて課する税で、物税ともいわれている。

一般財産税は、人を中心とし、各人の所有に属している財産の総額から、その人の負債の総額を差引いたいわゆる純財産を対象として課される税で、人税ともいわれている。（渡辺喜久造著「税の理論と実際（理論編）」二四一ページ）

(注4) 第二種所得 明治三二年の所得税法の改正（明治三二年法律第一七号）によって創設された所得分類の一つ。国内において支払を受ける公社債の利子を第二種所得とし、二パーセントの税率による源泉課税とされていた。（前掲「税務百科大辞典」）

(注5) 第三種所得 明治三二年の所得税法の改正（明治三二年法律第一七号）によって創設された所得分類の一つ。当時は、法人所得を第一種所得として所得税を課税することとし、国内で支払われる公社債の利子を第二種所得として源泉課税することとし、個人の所得で総合課税するものは、第三種所得とされていた。（前掲「税務百科大辞典」）

(注6) 前掲「税の理論と実際（実際編(1)）」一九六ページ。

(注7) 平田敬一郎・忠佐市・泉美之松共著「昭和財政の回顧と展望 上巻」三七七ページ。

二 富裕税創設前の税務行政 — 混乱期 —

三年八ヶ月に及んだ太平洋戦争も、人的損失三〇〇万人という尊い犠牲と艦艇及び航空機を含む国富の被害総額は、一兆五百六八億円^(注1)という有史以来の大損害を受け、昭和二〇年八月一五日「ポツダム宣言」の受諾によってその終結を迎えた。

以来、日本国民は連合国による占領というかつて経験したこともない環境下におかれ、連合軍総司令部（GHQ）の軍政下のもとに、食糧難を基調とする生活必需品のひっ迫に伴う悪性インフレに悩まされ、国民ひとしく塗炭の苦しみを味わっていた。

ところで、当時の税制はどうであったか。その税制のフレームは、昭和一五年度の税制改革によってできあがったものに、戦時中の増税や臨時税の追加等で施行されていたが、敗戦により四千億円という国庫負担の償還を目的とした戦後の財政再建のため、①昭和二一年には、財産税及び戦時補償特別税^(注2)を創設し、②昭和二二年には、増加所得税^(注4)を、さらに、③昭和二三年には、取引高税^(注5)を打ち出すなど、戦後インフレの收拾を図りつつ財政再建に取り組みつつあった。

特に、昭和二三年一月から五月ごろまでの間は、占領軍（第八軍）のガムシャラな督戦の下に徴税（割当）旋風が全国各地に吹き荒れ、国会においても政府の施策は「苛斂誅求」を極めるとの理由で政府批判の決議案を出す騒ぎもあり、「ヤミ経済の中での徴税強行^(注7)は、税務行政の異常特別の時代で、私は、かつてこの時代の税の実情を『狂瀾怒

溝」の時代であった……。」と当時の主税局長平田敬一郎氏は述懐しておられる。^(注8)

ちなみに、所得税を例にとってみると、昭和二年四月から一月までの間の徴収実績は、全国計で一八五億円であったのに対し、昭和二年十月から三年五月間の徴税割当は合計五三八億円にのぼり、上記徴収実績の実に二九パーセントの増徴を割）当てている。その主な理由は、国庫の枯渇によるもので、例えば昭和二年二月末現在、二二年度はすでに三分の二も経過しているのに税収入は三分の一も入っていない^(注9)ことから財政の困窮ぶりを十分にうかがい知ることができるといわれており、これには占領軍（第八軍）も強力に干渉し、全国レベルから見ても二四の税務署の徴収率が特に悪いから税務署長の首を切れとの指示が出された。当時GHQに出向していた近藤道生氏（元国税庁長官）が大阪へ出張して調査のうえ、二、三人の犠牲者で済んだという前代未聞の人事があった^(注10)。また、これとは逆に、和歌山県下の某署長は、徴税目標を達成したことにより、地区軍政部の大佐から表彰され記念品として三色のシャープペンシルを贈られた^(注11)というエピソードもある。

一方、衆参両院においても、この未曾有の財政危機に直面して、全国的な租税完納運動の展開を決議し、国会内に「租税完納運動本部」を、各都道府県に「地方本部」がそれぞれ設置された。中央・各地方本部は、各種媒体を使つての宣伝講演会・座談会等を開催し、駅、盛り場等に「納税塔」や「納税板」を設置し、特に東京の教寄屋橋公園には巨大な納税塔が建てられ、昭和二年二月四日その除幕式が行われたと当時の新聞等に報道されている。^(注12)

このような徴税強行を行った結果、国庫は辛うじて予算上の徴収を確保することができたものの、税務行政に対する納税者の感情は、燎原の火の如く反税運動に発展し、納税民主化同盟あるいは生活擁護同盟等の名のもとに全国各地の税務署に対する抗議行動に進み、中には庁舎の一時占拠という非常事態にまで及んだ現象が各地にみられたよう

である。

この間の事情を「国税庁三〇年史」は次のように記している。「第二次大戦後、日本経済の混乱とともに、我が国の税務行政は、かつてない混乱状態に陥った。その原因は、①第二次世界大戦後の高進するインフレの下における国民生活の窮乏が、納税成績の低下をもたらし徴税を困難にしたこと、②歳入確保のための措置として採られた税制改正による税目の増加とインフレによる納税者の増加が、納税者と税務当局との間に意思の疎通を欠いたこと、③昭和二二年に賦課徴収制度に代って申告納税制度が導入されたが、この制度に職員も納税者も、まだ十分に慣れていなかったことや納税者の過少申告・無申告が相次ぎ、納税者の半分以上について更正・決定を行うという状態であったこと、④第二次世界大戦中職員の応召が相次ぎ、戦後その復員を待てずに未熟な職員で新しい税務行政に立ち向うこととなったため、税務行政の円滑を期すことが困難であったことなどである。」^(注13)とこのように結んでいる。

なお、戦後の混乱期における税務行政については、「昭和財政史第八巻」に詳しく記述されている。

(注1) 大蔵省財政史室編「昭和財政史第一九巻統計」一四ページ。

(注2) 例 この被害額の大きさは、主計局が推計した昭和二十年九月二五日現在における昭和二〇年度の税収見込額が総計九八億七千万円であったことから、その被害額に対比してみると実に、一〇・七倍の高率となる。

(注3) ① 財政再建、インフレ阻止及び戦時利得を吸収するため、昭和二年法律第五二号によって創設され、課税最低限は一〇万円、税率は、最低二五パーセントから最高九〇パーセントまでの超過累進税率であった。総合計で課税価格は、一千二百一十九億円、税額では、四一八億円であった。前掲「税務百科大辞典」より。

(注3) この法律は、①戦時補償請求権に対し、戦時補償特別税を課して徴収消滅させるとともに、②無申告の請求権は申告期限ですべて消滅すると規定しており、基礎控除は請求権ごとに一万円、控除の最高は一〇万円、税率は一〇〇パーセントで、課税価格の合計額は七五八億円、納付税額は五七五億円であった。前掲「税務百科大辞典」より。

(注4) 「現下の国民所得の実相及び近く実施せらるべき所得税の予算申告納税制度に対応し、所得税課税の充実及び国民負担の公正を図り、併せて当面急を要する財政需要に即応せしめるため」(昭和二年増加所得税法案要綱より)に、二年一月二十九日、法律第六三号で創設された。大蔵省財政史室編「昭和財政史、終戦から講和まで第七巻租税(1)」二二八ページ。

(注5) 取引高税は、昭和二三年法律第一〇八号により創設されたもので、二三年九月から実施され、二四年十二月末で廃止されたが、これは我が国で始めて採用された一般消費税である。その目的は、所得税及び法人税の減税による減収の一部を補填し、終戦処理費等を賄いインフレ下における財政の基礎を堅実にする必要から創設された。課税範囲は、営業者が営業として行う取引の各段階ことにすべての取引に対して課税するのを原則とし、①専売品の販売、②小・中学校教科書の販売、③自己の収獲した農水産物等の取引、④輸出取引等は非課税とされ、課税標準は、売上金額若しくは収入金額とされ、税率は一パーセント、納付は、原則として「取引高税印紙」であった。

(注6) 前掲「昭和財政史第七巻」二八九ページ。

(注7) 前掲「昭和財政史第七巻」二八九ページ、「連合軍は全力を注いで、徴税の応援に乗り出したがその応援の仕方が異常だった。ジープを駆り出して、それに日本の徴税係官を乗せ、自分もそれに同乗して納税の督促に向く。時には督促と同時に差押を執行する。納期までに税金を払い込まなければただちに競売を執行するぞとおどかす。その態度は占領軍が軍務を執行するときと変りがない。」

(注8) 前掲「昭和財政史第七巻租税(1)」付属「刊行だより5」一ページ。

(注9) 前掲「昭和財政史第七巻租税(1)」二八九ページ。

(注10) 前掲「昭和財政の回顧と展望上巻」三四六ページ。

(注11) 前掲「昭和財政の回顧と展望上巻」三四三ページ。

(注12) 前掲「昭和財政史第八巻租税(2)」付属「刊行だより7」九ページ。

(注13) 「国税庁三〇年史」二七七ページ。

三 国税庁の発足

昭和二三年六月四日、閣議決定をみた「昭和二三年度租税収入確保対策要綱」に基づいて、「税務機構及び税務職員に関する特別懇談会」が大蔵省に設置され、七月から九月にかけて税務機構の改革が検討された。それによると、①主税局から徴税部門を分離独立させ主税庁とし、②各財務局の徴税部門を独立させて地方税務局とし、③その管轄下に税務署を配置し、税務機構を「主税庁」に一元化する案が検討されたが、財務局の強い反対によってこの案は実現をみるに至らなかつた。

この間の経緯については財政経済弘報に次のように報道されている。「主税局としては賛成していたが、本省の他部局からは大蔵省のもつ伝統的な権限を形式的に分離することになるので好ましく思はず、また、地方出先の財務局首脳部も財務局のもつその地方に対するニラミが薄くなるとして反対的立場をとっていた」。

当時、アメリカの内国歳入庁（IRS）を模範とした「国税庁」の創設を最善策と考えていた総司令部経済科学局

（ESS）内国歳入課長モズ氏は、昭和二四年五月四日「日本政府の国税行政の改組」に関する覚書（SCADIN 二〇〇一号）^(注3)を日本政府に送り、折から国会において審議中の大蔵省設置法の大蔵改正を迫った。

これを受けた政府は、上記覚書の内容を盛り込んだ大蔵省設置法改正案を第五国会へ提出し、同法改正案は昭和二四年五月三一日可決成立した。

昭和二四年六月一日、内国税の賦課徴収に関する一切の事務を所掌する国税庁は大蔵省の外局として誕生し、その

(注4) 機構は、内部部局として総務部（五課二室）、直税部（三課）、間税部（二課）、調査査察部（二課）の四部二課二室から成り、その定員は五二九名、ほかに税務講習所（支所一所）は二八五名の定員で構成された。

また、地方部局としては、国税局（定員五七八二名）が財務局から分離して全国一ヶ所に設置され、その下部機構として全国四九七署の税務署（定員五三、八九九名）が所属し、総計六万四九五名を擁する組織が初代長官高橋衛氏（広島財務局長から）を頂点としてその発足をみた。(注5)

昭和二四年六月一〇日、丸の内工業クラブで行われた国税庁開庁式には、国税庁誕生の産婆役ともいえる総司令部のモス内国歳入課長も出席し、あいさつを述べたがその最後に、「税務職員は、正直者には尊敬の的、脱税者には畏怖の的」と、後世に残る有名な言葉を贈って励ましたという。(注6)

(注1) 前掲「昭和財政史第四卷財政制度・政制機関」四五八ページ。

(注2) 「財政経済弘報」昭和二四年五月一六日付第一二四号。

(注3) 日本政府は可及的速かに次の事項のため、必要な措置をとらなければならない。

(イ) 財政行政のための外局として大蔵省内に Tax Administration Bureau を創設すること。この局は、regional and local offices に対して完全な権限を有し、且つ左記の(ロ)に掲げるものを除きすべての国税事務局に関し責任を負うべきものである。

(ロ) 現在の主税局の有するすべての税務機構は、租税法及びこれに関する調査関係の機能を除き新局へ移管すること。右の除外された機能は大蔵省の内局たる Taxation Research Bureau に残されべきである。

(ハ) 財務局から税務に関係なき一切の行政事務を分離し、財務局を外局たる Tax Administration Bureau の regional tax office であり、且つその重要な部分であるように再組織すること。

(ニ) 省略

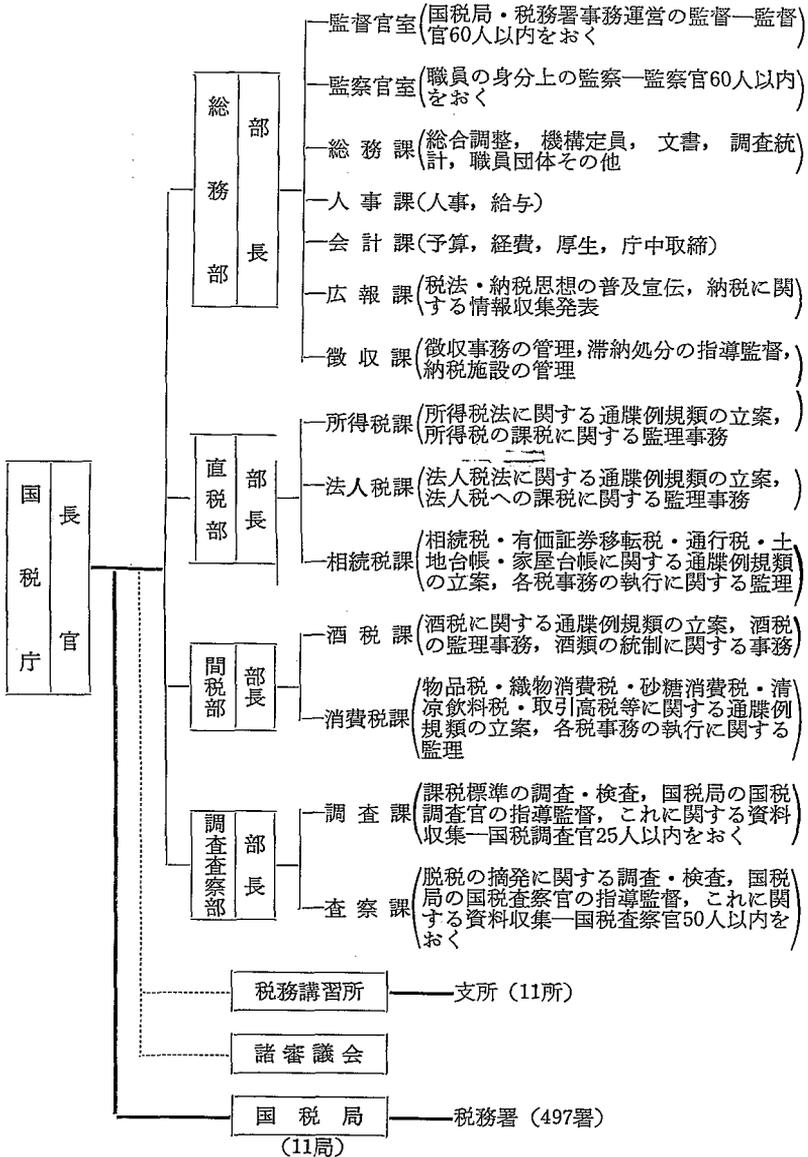
(4) 省略

(イ) 有能な、資格のある且つ訓練された税務職員を出来る限り備え、そして政府の税法を活発且つ公正に管理施行するために適当な人員を備えること。前掲「昭和財政史第四卷」四五七ページ。

(ロ) このような時期になぜ覚書が発せられたかについては、モス内閣歳入課長がシャウブ税制使節団の来日（二四年五月一〇日）以前に、「これだけは作らねばならぬのだ。」と考えたからである。同四六〇ページ。

(注4) 前掲「昭和財政史第四卷」四六三ページ。

国 税 庁 機 構 図 (昭和24年6月1日)



税務職員の学歴調べ

24. 1. 1 現在

学歴	大学卒	高専卒	中学卒	その他	計
人員	1,100 ^名	4,800 ^名	44,800 ^名	6,300 ^名	57,000 ^名
構成比	1.9 [%]	8.4 [%]	78.7 [%]	11.0 [%]	100 [%]

税務職員の年齢構成表

24. 1. 1 現在

年齢	50歳以上	40歳以上	30歳以上	30歳未満	計
人員	1,000 ^名	2,600 ^名	7,000 ^名	46,400 ^名	57,000 ^名
構成比	1.8 [%]	4.6 [%]	12.3 [%]	81.3 [%]	100 [%]

上記57,000名中、経験年数3年未満の者は、全体の72パーセントをこえる41,300名に達する状態であった。

参考 前掲「昭和財政史第八巻」三六四ページから。
 (注5) 前掲「国税庁三〇年史」六七五ページ。
 (注6) 前掲「昭和財政の回顧と展望上巻」三九六ページ。

四 ドッジと超均衡予算

昭和二四年二月一日、アメリカデトロイト銀行の頭取ドッジ氏が総司令部の要請で来日した。その目的は、二三年一二月一九日マッカーサー総司令官から吉田首相へ指示した「経済安定九原則」^(注1)を日本政府の財政のうえに確実に反映させて実行させるためであったといわれている。

当時、アメリカ政府は、日本の一日も早い経済自立を要望しており、このため毎年相当額の対日援助を続けてきたが、この援助を早期に打切るためにも九原則の実施は是非とも必要な施策であり、日本政府がいつまでもこの援助に頼っているという背後(国内)事情によるものであった。

ドッジ氏は、来日早々の三月、時の池田勇人蔵相と交渉を始めた。ドッジ氏の総合予算に対する考え方は、①一般会計、特別会計及び政府機関の会計を含めた総合的財政規模を縮小して収支を均衡させる。そのためには二〇七三億円にのぼる価格調整補給金^(注2)を三年間で整理縮少^(注3)し(二五年度予算では六五〇億円までに圧縮した)、②対日援助物資を放出して得た資金を「見返資金」として積み立てるといふ二本立て、いわゆる「ドッジライン」と呼ばれるものであった。

昭和二四年三月七日記者会見した同氏は、日本経済の現状について「価格差補給金と対日援助による輸入物資に頼っているのが日本(二本)の竹馬である。」と、世に有名な「竹馬経済」という言葉を残した。^(注4)

このような環境の下で昭和二四年度予算は、二四年四月二〇日未曾有の吸い上げ超過によるきびしいもの、いわゆ

る「超均衡予算」となつて成立した。

ちなみに、その一例を租税にとつてみた場合、国税・地方税を合せた国民所得に対する税負担率は、二八・五パーセントという高率を示したがこの結果、二三年度は散布超過四三〇億円に対し、二四年度は吸い上げ超過七九〇億円(注5)の大幅赤字となつた。

このドッジ財政政策が成功した一つの理由として平田敬一郎氏は次のように述べておられる。「ガリオアの援助方式を変えて財經政策と結びつけたことである。前者は、外国からの援助物資を特に安い国内価格で放出していたがその経理ははっきりしていなかった。それをドッジ政策によつて独立した会計、即ち特別会計を作り、援助物資は、高い値段で食管に売りつけ、その売却代金をもつて特別会計(見返資金)を創設した」(注6)。

(註) この特別会計は、昭和二六年に日本開發銀行の出資金に振替えられた。

また、当時の吉田首相は、ドッジラインの評価について、「一九四九年(昭和二四年)の初め(二月)に池田勇人氏を大蔵大臣に据えたとき、われわれに近い考え方を持ったドッジ氏が来日され、きびしい均衡予算を立ててインフレーションを終らせ、輸出入を助けるための補助金を整理して、日本経済をどっしりとビジネス・ペイシスの上に置くことを説いたのは、われわれには大いに有難かつた。ドッジ氏の大きな威信は、(G H O)のニューデールたちを押えるのに大いに役立った。その結果、均衡予算がつくられ、補助金が整理された。また、一ドル三六〇円の為替レートが定められた。そしてこのレートを日本経済運営の中軸として日本経済を安定させ、日本の輸出を伸ばし、日本経済を復興させるという仕事が始められたのである」(注7)とこのように感想を述べておられる。

(注1) 1 支出を嚴重にひきしめ、必要かつ適当な新収入を含む全収入の最大限の拡充によつて、出来るだけ早急に総合予

算の真の均衡を達成する。

- 2 徴税計画を促進強化し脱税者に対して迅速かつ広範囲にわたり強力な刑事訴追措置をとる。
 - 3 融資拡大は日本の経済復興に寄与する計画のみに厳重に制限するようにする。
 - 4 資金安定を達成する有効な計画を樹立する。
 - 5 必要なら現行の物価統制計画の範囲を強化拡大する。
 - 6 外国貿易管理の運営を改善しまた現行の外国為替管理を強化してこのような措置が日本側の機関に適当に委任され得る程度にまでする。
 - 7 現在の割当配給制度の効果、特に輸出を最大限に拡大する目標で改善する。
 - 8 すべての重要国産原料及び工業製品の生産を増大する。
 - 9 食糧集荷計画の能率を向上させる。
前掲「昭和財政の回顧と展望上巻」四〇八ページ。
- (注2) 敗戦直後の基礎資材の窮乏期に生産復興の応急策として、石炭、鉄鋼、肥料などの重点産業に国家から支給された資金。自由国民社版「現代用語の基礎知識一九七七」九三ページ。
- (注3) 前掲「昭和財政の回顧と展望上巻」三七四ページ。
- (注4) 前掲「昭和財政の回顧と展望上巻」三六六ページ。
- (注5) 前掲「昭和財政の回顧と展望上巻」三七八ページ。
- (注6) 前掲「昭和財政の回顧と展望上巻」三六九ページ。
- (注7) 前掲「昭和財政の回顧と展望上巻」四〇五ページ。

国民所得に対する租税負担率

年度	国民所得	租税負担額			負担率	
		国 税	地 方 税	計	国 税	計
昭和9 ～11年度	百万円 14,372	百万円 1,226	百万円 628	百万円 1,855	% 8.5	% 12.9
24	億円 27,373	億円 6,364	億円 1,424	億円 7,788	23.2	28.5
25	33,815	5,708	1,883	7,591	16.9	22.4
30	72,985	9,369	3,815	13,184	12.8	18.1
31	81,734	10,868	4,499	15,367	13.3	18.8
32	93,547	12,018	5,272	17,290	12.8	18.5
33	96,161	11,908	5,440	17,348	12.4	18.0
34	110,233	13,724	6,109	19,833	12.4	18.0
35	132,691	18,015	7,442	25,457	13.6	19.2
36	157,551	22,277	9,065	31,342	14.1	19.9
37	177,298	23,907	10,567	34,474	13.5	19.4
38	206,271	27,317	12,129	39,446	13.2	19.1
39	233,904	31,592	13,996	45,588	13.5	19.5
40	266,066	32,797	15,494	48,291	12.3	18.2
41	311,066	36,630	17,686	54,316	11.8	17.5
42	367,782	43,968	21,495	65,463	12.0	17.8
43	431,260	53,238	25,801	79,039	12.3	18.3
44	508,591	64,554	30,902	95,456	12.7	18.8
45	608,754	77,754	37,507	115,261	12.8	18.9
46	658,456	84,439	42,358	126,797	12.8	19.3
47	776,021	104,006	50,044	154,050	13.4	19.9
48	955,260	140,478	64,913	205,391	14.7	21.5
49	1,120,816	157,544	82,375	239,919	14.1	21.4
50	1,231,843	145,068	81,548	226,616	11.8	18.4
51	1,384,468	168,063	95,641	263,704	12.1	19.0
52	1,526,902	184,415	110,052	294,467	12.1	19.3
53	1,668,549	(208,766) 232,284	(331,137) 122,371	(12.5) 354,655	(19.8) 13.9	21.3
54	1,778,401	249,602	140,315	389,917	14.0	21.9
55	1,937,350	283,731	158,938	442,669	14.6	22.8
56 補正後 (案)	2,086,000	333,604	175,730	509,334	16.0	24.4
57予算 (備考)	2,278,000	381,516	196,240	577,756	16.7	25.4

1 国税には特別会計分及び専売納付金を含み、昭和55年度までは決算額、56年度は補正(第1号)後予算額(案)、57年度は予算額によった。なお、53年度のかっこ内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。

2 地方税は昭和55年度までは決算額、56年度及び57年度は見込額である。

参考表 主税局編「昭和五七年度税制改正の要綱・租税及び印紙収入予算の説明(第九回国会)」資料一九ページ。

五 シャウプ使節団

(一) シャウプ使節団の来日

税制使節団の招へいは、昭和二三年七月ごろすでに決まっていたといわれている。総司令部の意向を受けて一時帰国していたモス内閣歳入課長は、当時コロンビア大学の教授であったカール・サムナ・シャウプ博士に白羽の矢を立てた。

その来日目的は、ドッジラインに直結していた「経済安定九原則」を達成するため、ドッジラインを税制面から補完することにあつたといわれている。

この間の事情について当時の池田蔵相は、次のように懐想しておられる。

「シャウプに日本に来てもらうという案は、私はその年（二四年）の二月（蔵相就任直後）にドッジと「減税交渉」をやつて遂に失敗した頃からあつた。私は、シャウプに別段日本の税制について理論的な勧告をってもらうという積りはなかつた。（中略）税務行政では、その頃いろいろ混乱があつたが、税制そのものの欠陥によるものではなく、当時の一般的な社会的無秩序とインフレーションの急激な進行にくらべて基礎控除などが、おいてきぼりを食つたこと、従つて納税者の数が非常に多くなり、その結果、経験の乏しい税務官吏を多数新たに採用しなければならなかつたこと、などによるものであつた。シャウプに来てもらうことになつた一番の理由は、当時の総司令部内の勢力

關係を考慮したからである。(中略)モスは、自分が税務官吏であつた経験から、このような高い税金は事実上徴収不可能である、あまり税率が高いから納税者は、自然、所得額を少く申告し、税務官吏の側もそれを嘘と知りつつ承諾せぬばならぬ、これでは、納得づくの納税はいつまでたつても見込みがないと考えたらしい。ただ自分一人の力でこの現状を打破するために税率の引下げを行うことは、アメリカの国会の事情や司令部内の勢力關係上、無理であるから、アメリカから誰か偉い人を呼んできて、この事情を見てもらい、減税の勧告をしてもらおう、と考えたもののように、相談を受けたとき、私はもちろんただちに賛成した。^(注1)

シャープ博士を始めとする使節団一行は、財政、経済、法律の学者を中心とした七名^(注2)で編成され、昭和二四年五月一〇日夜来日した。

シャープ使節団のメンバーが公表されてから、日本側(主税局)では膨大な資料を作成する一方、詳細な経歴はもとより、その著作、財政問題についての見解に至るまで、一行の来日前までにできる限りの情報を集め交渉に備えていた。その一例をシャープ博士にとってみると次の通りである。

第一 カール・サムナ・シャープ博士

一、出生、年齢、現職

シャープは、一九〇二年カリフォルニア州サン・ホセ市に生れ、本年四八歳コロンビア大学経済学部教授で、本調査団の団長である。

二、経歴

シャープは一九二九年スタンフォード大学でバチェラー・オブ・アーツを、また、一九三〇年コロンビア大

学で「フランスの売上税」によって学位を得た。教職としては、一九二八年コロンビア大学経済学部講師、一九四五年同教授（経済学、財政学、国民所得論の各講座を担当し「租税の経済的效果」について研究）。なお、この間、財政学の権威セリグマン教授の薫陶を受けた。

一九三一—三五年「全国税務協会雑誌」の編集長を兼ね、最近では同協会の理事長である。また、一九三五—三七年には「二十世紀財団」の調査担当理事として「アメリカ税制」の調査を指導し大きな報告と勧告を行った。

官庁関係では、一九三〇—三五年ニューヨーク州特別税制調査会委員、一九三四年と三七年の二回にアメリカ財務省で租税調査に参画、一九三七—三八年財務長官補佐官、一九三八—四六年財務省調査官をも兼任。一九四六年からは大統領経済諮問委員会（ノース博士を主班とする経済顧問三名からなる）の仕事に直接参画している。^(注4)

昭和二四年六月七日池田蔵相は、シャウプ博士に書簡を送り、「①全体として租税負担は重い、②租税の配分及び税法における税率その他の規定が余りに重すぎるかあるいは不合理である、③租税は国民の勤労意欲、企業意欲あるいは資本蓄積の大きな妨げとなっている。」ことを強調し減税の必要を強く主張した。^(注5)

さて、この使節団を迎える我が国は、池田蔵相を始め主税局長平田敬一郎、税制課長原純夫、調査課長忠佐市の諸氏であった。しかし、使節団を迎え抜本的な税制改革を検討するには不十分だという理由から、臨時税法整備室を設け、室長に泉美之松、室員として塩崎潤、川村博太郎の各氏が配属された。

使節団に対する総司令部側の期待は極めて大きく、一方、主税局としても独力では解決できない難問題が山積して

いたことから、使節団一行の来日を干天の慈雨のように待っていた。^(注6)

当時、国内におけるシャウプ博士の知名度はかなり高かったようで、次のような報道記事が見られる。「何月何日だったかは覚えていない。たしか数ヶ月前に行われたラジオ(当時は民放はなくNHKのみ)の「私は誰でしょう?」の時間だった。『時の人』として、「私は日本の政治家からも役人からも実業家からも、ともかく経済に関心を持つ全日本人から私の渡日する日を指折り数えて待たれている者です。私は誰でしょう?。」と問題を述べるアナウンサーの言葉が終るか終らぬうちに解答者は、「シャウプ博士!」と見事に答え正解者となった。それは、去る五月一日日シャウプ博士一行が入京するよほど前のことであつた。」と伝えて^(注7)いる。

(注1) 前掲池田勇人著「均衡財政」二五一ページ。

(注2) C・S・シャウプ(コロンビア大学経済学部教授) 総括

S・S・サリー(カリフォルニア大学法学部教授) 審査請求の処理及び訴訟関係担当

H・R・ポーエン(イリノイ大学経済学部准教授) 国税・地方税の調整及び再評価問題担当

W・S・ヴィンクリー(コロンビア大学経済学部准教授) 所得税担当

J・B・コーエン(ニューヨーク市立大学経済学部准教授) 間接税(取引高税を含む)担当

W・G・ウォーレン(コロンビア大学法学部教授) 法人税担当

R・B・ハットフィールド(ミネソタ州セントポール収税庁税制調査局長) 地方税担当

前掲「昭和財政史第七巻」四三六、四四二ページ。

(注3) 前掲「昭和財政の回顧と展望上巻」四二一ページ。

(注4) 前掲「昭和財政史第七巻」四三七―四三八ページ。

(注5) 前掲「昭和財政史第七巻」四五五―四五六ページ。

(注6) 納税通信社刊「税界の証言シャウブ勅告前夜」塩崎潤氏談。

(注7) 前掲「財政経済弘報」昭和二四年九月五日付第一四四号一ページ。

(二) 使節団の調査活動

使節団一行の来日後の調査活動については、「昭和財政史第七巻」に詳述されているが、同書からその調査活動の跡を追ってみることとする。

使節団一行は、五月一〇日来日以来五月一七日までに日米関係者との意見交換を済ませ、その間にまず、顧問として井藤半弥（一橋大教授）、汐見三郎（京大教授）及び都留重人（一橋大教授）の三氏を依嘱し、五月一八日からは日本政府より提出された資料の検討に着手し、五月一九日には記者会見を行い、使節団の主目的は、日本租税制度を研究し、その結果を踏まえて税制改正のための勧告をすることであり、その目標について次の五つの項目を示した。

- 一 経済九原則に表わされた政策に即応し経済の安定に資すること。
- 二 僅かな変更を除きここ数年間変更を要しない安定した税制を日本に作ることにすること。
- 三 現行制度に存在する大きな不公平を除去すること。
- 四 地方自治を強化する既存の政策に財政的支持を与えること。

五 税務行政を改善し税法の強力な執行を促進するためになされつつある努力に便宜を与えること。

特に、第一項については、その声明の中で「経済の安定を達成するためには、このインフレーションを十分に阻止するに足る租税収入の確立が必要である。同時にまた、租税の圧迫が生産全般を低下させる程重いものであってはな

らない。」と強調し、資本の蓄積を促進するような税制を確立し、あるいはそれを阻害しているような税制を改めるという配慮が十分にうかがえる。^(注1)

明けて五月二十日、シャウブ博士ほか三名は総司令部のモス内国歳入課長等と大阪、神戸、名古屋を視察して二五日に帰京している。

さらに、六月中旬には、①千葉県下の農家視察を行い、主として農家（農業所得）課税の実態は握に努め、②東京商工会議所に対して、企業税制に関する詳細な質問を行い、さらに③全国財務労働組合及び関東財務職員組合と会談を行い、実際に現場で勤務している職員と税務行政についての率直な意見の交換を行^(注2)った。

このほか、日本各地を訪ねて、府県、市町村当局者とも話し合い、炭坑を訪れて労働者の税意識についての直接調査^(注3)を行うなど社会各層の広範な人々から意見の聴取あるいは調査活動を行った。旅行中は、臨時に用意された列車内に宿泊し、昼は手分けして調査を行い、夜は列車内で調査事項を互いに議論するという熱心さであった。学者といえ^(注4)ば机上で勉強するものと思っていた人々に、アメリカ的な実証主義に基づいた調査態度は関係者を大いに感心させたといわれている。

以上のように、広範囲な調査活動を行った後、使節団一行は、軽井沢において勧告書の作成にとりかかった。

当時、使節団と直接の関係にあった平田敬一郎氏は、使節団の性格について次のように述懐しておられる。「彼等の気持の中には、アメリカにおける税制研究の一番の集約、それをもってこようという気持があったようでした。」^(注5)

つぎに、原純夫氏は、使節団一行の態度について、「彼等が日本において特に意を配ったのは、自分たちは理論ができ、実務ができるからというような顔をしてはいけない。日本の生の実情を見て、日本の税というものを生で掴ん

で結論もつていかなければならないという態度をとった。われわれからの報告は聞くが、あとは生の現実を掴み、その上で考えるという行き方で各界からの意見を歓迎して聞きま^(注6)した。」と述懐しておられる。

さらに、昭和四七年一〇月に来日したシャウプ博士は、「日本の税制改革について」と題して講演し、使節団として来日した二四年五月―八月当時はふり返って、「マッカーサー將軍の態度も非常に立派であった。將軍は我々に完全な援助を与え、また、完全な責任を与えてくれた。報告の作成に当って何らの干渉もなく何らの変更もなかった。」と述懐されておられる。^(注7)

(注1) 日本大学文理学部研究年報二五号、日大専任講師高木勝一著「シャウプ使節団による日本税制報告書に関する一考察」四一七ページ。

(注2) 前掲「昭和財政史第七卷」四四〇ページ以降。

(注3) 前掲「昭和財政史第七卷刊行だより五」平田敬一郎著二ページ。

(注4) 前掲西山求著「近代租税物語四六」大蔵財務協会発行「税のしるべ」

(注5) 前掲「昭和財政史第七卷」四四三ページ。

(注6) 同前 四四三ページ。

(注7) 同前 四四四ページ。

六 シャウプ勧告

(一) 勧告の概要

昭和二十四年八月二十六日、シャウプ使節団長は記者会見を行い、「税制使節団の勧告の概要」^(注1)を發表した。それによると、發表予定の「勧告」は四つの一般的問題について検討したことが予告され、その四点は次のとおりである。

- (1) 二五年度の税収総額及びその国と地方間の配分
 - (2) 税制全体における構造の主要な改正
 - (3) 個々の租税の改正
 - (4) 税務行政上、考慮すべき点と前置きしたうえ、各税について改正要点を次(抜粋)のように述べた。
- (1) 所得税 最高税率は現行の八五パーセントから五五パーセントに引下げ、勤労控除は現行の二五パーセントから一〇パーセントに引下げる。
 - (2) 法人税 超過所得税は二五年一月から廃止、清算所得税も二五年四月から廃止、配当に対する二〇パーセントの源泉課税も廃止する。

- (3) 再評価税 資産再評価は、法人、個人ともに行い、六パーセントの再評価額を課する。
- (4) 贈与・相続税 法を大幅に改正する。
- (5) 織物消費税 二五年三月から廃止する。
- (6) 酒税 さる四月の軽減以前の旧率まで引き上げる。
- (7) 取引高税 来年度経費が四五〇〇億円以下に縮少された場合に限り廃止する。
- (8) 新税 富裕税を創設する。(注2)

この「概要」を発表したあと、シャウプ博士は、この税制改正の目的を次の五点にまとめ解説している。

勧告においては、①九原則に沿う経済安定の確保を図り、税の総額を減少するよりも総税額の調整に重点をおいた、②向こう数年安定する長い目から見て日本に有利と思はれる諸制度を採択した、③税制の不正、不公平を除去することに重点をおいた、④地方税収の増加に重点がおかれ、国税の縮少も勧告した、⑤税務行政、税法、特に税務官吏の質、税に関する訴訟手続の改善などが勧告された。

以上の五項目のうち、シャウプ博士は、どの点を重視したのであろうか。

都留教授との対談において「一つの目的だけを特に選ぶことはしたくないが、試みにやってみるならばそれは公平すなわち負担を公平にすることだ。」と述べており、第三点に大きな注目を寄せていたことがうなずかれる。(注3)

(注1) 前掲「昭和財政史第七巻」六四八ページ。

(注2) 使節団は、少数の富裕な人々に関しては現行所得税の非常に高い最高税率をこれらの人々の正味資産に対する課税に

取り換えることを勧告する。この勧告においては、三人の扶養親族を有し、高額所得のある個人は、その所得のうち三

六万円を超える部分に対して唯五五パーセントの所得税を払うのみであるが、同時に彼の所有する正味価値（総負債控除後）に対し、毎年最低税率の富裕税を払うことになる。この税率は五百万円を超える正味価値に対する二分の一パーセントより始まる。この税率は正味価値のうち、五千万円を超える部分に対しては三パーセントに達するまで累進する。概してこれらの税率においては、富裕な納税者が彼の資産を利子や配当を生むところにそれを委ねる代りに、紙幣や宝石の形でその富を隠匿しようとするようなことは得策でなくなる。この税収は僅かに二〇億円に過ぎないが、少なくとも富裕納税者の少ない現状においては、所得税の最高税率自体が余り収入をあげないと云うことも真実である。

しかしながら、納税者のあるグループは数が少ないという事実で彼等に正当な税を支払わないでいいという言訳にはならないとことを、使節団は指摘する。前掲「昭和財政史第七卷」六四八ページ「税制使節団の勧告の概要」六五〇ページから抜粋。

(注3) 同前四九二—四九五ページ。

参考表

シャウブ勧告による減税

項 目	昭 和 24	昭 和 25	昭 和 26
1. 国 税 負 担 率	23.3 %	16.9 %	16.3 %
2. 地 方 税 負 担 率	5.2	5.5	6.1
3. 総 税 負 担 率	28.5	22.4	22.4
4. 所 得 税 収 入	278,754 <small>百万円</small>	220,134 <small>百万円</small>	225,671 <small>百万円</small>
5. 源 泉 所 得 税 収 入	141,547	127,516	150,230
6. 申 告 所 得 税 収 入 (" 課 税)	137,206 (187,997)	92,618 (82,840)	75,441 (85,867)
7. 所 得 税 納 税 人 員	21,055 <small>千人</small>	14,254 <small>千人</small>	12,557 <small>千人</small>
8. 申 告 所 得 税 納 税 人 員	9,454	4,318	3,490
9. う ち 農 業 所 得 税 納 税 人 員	4,000	2,300	1,437

参考表 前掲「回顧と展望上巻」五〇六ページ。

備 考

1. シャウブ勧告は、大部分25年度に、一部24年度及び26年度に実施された。
2. 負担率は国税、地方税及び総税の国民所得に対する比率である。
3. 所得税納税人員は、源泉給与所得税納税人員（推計）と申告所得税納税人員の単純合計である。
4. 申告所得税納税人員と農業所得税納税人員は国税庁税務統計の数字である。

(二) 富裕税の語源

「広辞苑」によると、「富裕」とは、富んでゆたかになること。裕福と説明しているが「富裕税」という名称はどのようにして作られたのであろうか。

時の池田蔵相は、その著において次のように語っておられる。『この時、「富裕税」を日本語でどう翻訳するかに、私はいぶ頭を使った。純資産五百万円以上の人について、資産の内容を申告させ、それに課税するという点では、財産税ともいふべきであるが、一方でシャープの報告内容が発表まで厳秘にされていたため、世間が非常な関心をよせていたこと、他方で昭和二年の三月に実施され、いわゆる封鎖預金などの騒ぎを起した「財産税」が、事前にいろいろな形で、資本の逃避を招いたこと、の二つから、シャープが「財産税」を勧告するという噂ができれば、経済界が混乱することは必至であった。それで、私は「財産税」という名前は避けることとし、最初「富有税」という名前を考えしたが、「富有」というのは、柿の名前のようにでもあり、たまたま「裕」という字が常用漢字に残っているのを知って、「富裕税」とした。何故こんな難しい字が常用漢字に残っているのか、恐らく陛下のお名前の故ではないか(注1)と思う。』(一)。

また、平田主税局長も次のように懐想しておられる。「『富裕税』は訳語として独創的なものであったと、いささか誇示してよいのかもしれない。原語はネットワース・タックス (net worth tax) で、忠実に訳すれば、『正味資産税』となるところを、あまりに会計学的でありすぎるので、特に高額の富者だけにかかる税であるという意味で、このような俗語を用いるようになったと記憶している。案外大衆うけがして適切なのかもしれない。」と「富裕税」(注2)

の名付親は、それぞれこのように述べておられる。

(注1) 前掲池田勇人著「均衡財政」二五五ページ。

(注2) 前掲「昭和財政史第七卷」刊行だより五、一ページ。

(三) 国内における反響と世論

この「概要」の発表について我が国ではどのように受けとめたのであろうか。

国内各層におけるその反響を当時の報道から探ってみることにする。

まず、新聞論調(朝、読、毎、産、日経の五社)では、若干のニュアンスの差は認められるものの、共通してみられるものは次の二点であろう。

(1) 勧告は、基本的にはドッジ・ラインの延長線上にあること。

(2) したがって減税は第二義的な取扱いをうけ、国民の期待は大いに裏切られた。

この二点^(注1)が一般的な印象といえよう。換言すれば勧告発表がすぐさま減税実施に結びつかなかったからであろう。

一方、アメリカ側のこの勧告に対する関心は、ドッジ氏がモス氏に宛てた私信によっても日本側の期待と全く反対の立場にあったことが次の文面から十分にうかがい知ることができる。

「第一は勧告がもし完全に採用されるなら、インフレ的になる傾向があるかどうかということである。第二は日本の政治家が、勧告に従って減税を実施するため、特別国会を提唱するという噂である。(中略) 租税構造の本質的な修正はどれも、本年度予算の明確な結果と来年度のはっきりした見通しにのみ基礎を置きうるということではなければ

ならない。これがわれわれの立場であると思う。」アメリカ側としては、減税を短期的な視点ではなく、二四年度予算の施行及び二五年度予算の編成との関連で位置づけるべきであるというのが基本的な見解であつた。^(注2)

次に政党の見解はどうであつたか。まず、与党の民主自由党では、「負担の軽減、法人税の改正、地方財政の基礎を確立する等の公約の大部分は実現し得た。」と評価しているが、野党の社会党では、「①予算のワクの中にあつたため、思い切つた改革が出来ず、失望せざるを得ない、②一千億円程度の減税はぜひ必要であり、またできると思う、③結論として吉田内閣の税制改革には徹底的に反対する。」と手きびしく批判している。^(注3)

また、次のように受けとめた経済評論もある。「第一に企業について有利な措置がとられていることである。配当所得の源泉徴収の廃止と控除額的大幅引上げ、超過所得税の廃止、資産再評価に対する僅か六パーセントの課税等、これらは資本の蓄積による企業の復興、ひいては産業の再建というもので現下の我が国にとっては極めて重要なことであるが、一面、資本の偏愛との批難もある。八月二六日、カプト町は軒並み株価が急騰したがこれは当然のことである。」^(注4)

さらに学者の意見として都留教授は次のような比喻をもつて評論しておられる。

「料理はついに台所から食卓に運ばれた。(中略)台所で調理が行われている途中で、台所をのぞいた人はほとんどいかなかったという。ただ、ありとあらゆる方面から(中略)の注文に対して辛棒づくよく耳をかすと同時に、自らも時折台所の外に出て、日本人の現に食べているものを試食することにもつとめられたという。このようにして、三ヶ月余りかかつて出来上つた料理を前にして我々は、もしたとえそれにながしかの異国のフレーヴァーが感じられたとしても、まず、博士らの真しな尽力に謝意を表し、その成果を手がかりとして次の進歩の段階へと足を踏みだすこ

とに心がけるべきであらう。」^(註5)

では国民大衆はどうであったか。九月二、三日の両日全国にわたって行われた世論調査の結果は次のとおりである。

第一問 シャープ博士の税制改革に関する勧告の内容を読みましたか。

	回答数	割合(%)
(1) 一通り読んだ	一四六五	五七・九五
(2) 読まない	六七五	二六・七〇
(3) よく読んだ	三八八	一五・三五
合計	二五二八	一〇〇・〇〇

第二問 勧告を読んで、どう思いますか。

(1) 大体よくできているが、多少 不満足な点もある。	九一五	四九・三八
(2) よくできていると思う。	四一四	二二・三四
(3) 満足とは思わない	三三〇	一七・八一
(4) わからない	一九四	一〇・四七
合計	一、八五三	一〇〇・〇〇

第三問 我が国の現状からみて、いまの税金が重いと考えますか。

(1)	やむを得ないがもう少し 軽くすべきだ	一、二〇三	四七・五九
(2)	重いと思う	一、〇一一	三九・九九
(3)	やむを得ない	二四二	九・五七
(4)	わからない	七二	二・八五
	合 計	二、五二八	一〇〇・〇〇
第四問 シャウブ勧告を具体化するに当って政府に何を望みますか。			
(1)	税負担の公平を図れ	九五九	三七・九四
(2)	国の支出を節約してできるだけ 税金を軽くせよ	八〇七	三一・九二
(3)	徴税方法を改善せよ	四三二	一六・六九
(4)	わからない	三一一	一二・三〇
(5)	その他	二九	一・一五
	合 計	二、五二八	一〇〇・〇〇

以上が国民世論の動向であるが、これを各問ごとにみた場合、第二問では、勧告に対する一般の関心は農村より都市に強く、特に、企業主、公務自由業、勤労者、農漁業、主婦の順となっている。年齢別では三一歳―四〇歳が首位で、次いで二二歳―三〇歳となり高齢者ほど読まれていない。

第二問、全体として勧告に賛意を表している。(3)の満足とは思わないと答えたものを職業別にみると、勤労者の三割弱が筆頭で、農漁業、公務自由業、企業主、主婦の順位であるが、年少者ほどこの傾向が強い。

第三問、(1)の声の方が強いことは国民が我が国の現状をまじめに考えている現われで心強い。(2)を職業別にみると、農漁業が首位で、主婦、勤労者、企業主、公務自由業の順であるが、年齢別では五一歳以上が首位で、二一歳—三〇歳、三一歳—四〇歳、四一歳—五〇歳の順を示した。

第四問、(1)では、公務自由業の声がもっとも強く、勤労者、農漁業、企業主の順と続くが、(2)では企業主、主婦の声が強く、公務自由業はもっとも少ない。(注)

この世論調査の回答の中には農家の声もかなり反映されているが、農林省は、シャウプ勧告の農家経営に及ぼす租税負担について、次のように試算している。

標準農家 経営面積一町一反一畝(田六反五畝、畑四反六畝・一畝一アール)

項 目	二三年度	二四年度	割合(対二三年)
総所得金額	八九、二〇〇円	八九、二〇〇円	〇
所得 税	一〇、四〇〇	一、〇五八	一〇・二
事 業 税	一、〇二七	〇	〇
固定資産税(土地)	三三〇	二、六〇〇	七八七・九
〃 (家屋)	三二五	一、〇七〇	三二九・二

住民税	二、三〇〇	五、七七五	二五一・一
租税合計	一四、三八二	一〇、五〇三	七三・〇
			二五〇

この試算からみると、差引三、八七九円の軽減となり、その割合は対二三年度二七パーセントの減税額をみることになる。^(注7)

最後に、平田主税局長は、「シャウプ勧告の意義」と題して次のように述べておられる。

「以上、いずれも、それぞれが適切な意見であり、その具体的な適用については、いろいろ意見もあろうが、率直にいつてにわかにその可否について断定を下し難い。いずれにせよ、かような結論が出たのは相当の研究調査の結果であろうと考える。報告書の内容を熟読がん味して租税負担の公平と合理化のために一層協力されることを望んでやまない。」と結んでおられる。^(注8)

(注1) 前掲「昭和財政史第七卷」五〇五ページ。

(注2) 前同 四九六―四九七ページ。

(注3) 前同 五〇六―五〇七ページ。

(注4) 前掲「財政経済弘報」二四年九月一五日付第一四四号一〇ページ。

(注5) 前掲「昭和財政史第七卷」四九五ページ。

(注6) 前掲「財政経済弘報」二四年九月一六日付第一四六号二ページ。

(注7) 前同 二四年九月一二日付第一四五号二ページ。

(注8) 前同 一ページ。

参考表 前掲「回顧と展望上巻」五〇六ページ。

四 富裕税を中心として

昭和二四年九月一五日、全文(英文)で六万五千語に及ぶ膨大な勧告本文が発表された。これは、すでに八月二六日に発表された「概要」に、より詳細な具体的な文言を付加したものと見えよう。

富裕税に関する部分は「勧告書」の巻一第五章、所得税—その他の問題、A節「高額所得の課税」に記述されているが、その中で所得税の最高税率を引き下げる(八五パーセントから五五パーセントに)ことから生じる弊害をなくすることであると富裕税創設の遠因を—次のように述べている。「所得に対し税率を一〇〇分の五〇以上にするとに反対する理由は、所得税の高税率の代りに、富裕な者に対して富裕税を提唱している第五章A節で詳しく説明されている。当分の間最高税率五五パーセントを勧告する。しかしわれわれは、富裕税が一度租税制度の一部として馴染まれ、信頼を得た暁においては、五〇あるいは四五パーセントを超えない所得税を採用できることを期待している。」^(注1)と同時に、富裕税の創設を積極的に主張する理由として、富の集中を防ぐという意識が強く作用していたことも次の文中から読みとることができる。「しかし、われわれはこの程度の高所得水準の累進度の税制で満足することはできない。累進税制は、わずかに五〇または六〇パーセントを最高税率とする所得税にだけしか採用されていないからである。およそ、その名に値するだけの累進税制ならば、経済組織の支配権を少数の富者の手中に集中させる恐れのある膨大な富の集中を有効に阻止するそなえがなくてはならない。巨富の集中は、日本にとって極めて重大な危険がある。かかる集中を税制によって阻止するのだけならば、彼等は、遅かれ早かれ必ずや再起するであろう。」^(注2)

次に、この勧告をうけて記者会見をした池田蔵相は、次のように述べておられる。「勧告は一つの基準でありゆと

りがあるものと解釈する、この線に沿って税制改革を行うが、細目の減税額は合理化を貫いた歳出額によってきめ、従って勧告以上の減税可能といういままでの考え方を修正する必要はない、歳出のワクの中でシャウブ案に副つて税制改正を行うのであって細目の調整はできる^(注3)。」と、勧告をかなり自由に解釈しておられるがこの解釈が必ずしも当時の世論に全面的に是認されていたものではないことが理解できよう。

当時、大蔵省主脳が、一番問題にし、また、期待していたのは所得税の減税にあったが、勧告と減税の関連については、シャウブ自身が述べているように減税は、「主要なテーマではなかつた^(注4)。」といっているようにアメリカ側は実に冷淡であつたため、ついその本音を吐きだして上記のような記者会見になつたのではないかと推測される。

なお、次の一節からも池田蔵相の胸中を推察することができる。「腹の中では、何はともあれ、所得税の減税、つまり基礎控除、扶養控除などの引上げ、税率の引下げ、取引高税の撤廃を彼(シャウブ)に納得させねばならぬ、と考えていた。(中略)シャウブは、下手に減税を勧告してドッジの仕事の邪魔をしてはならぬと考えたのも無理はない。」と、語っておられ、シャウブ使節団の立場に理解を示しつつも、租税負担率二八・五パーセントという高負担を減税によって軽減しようとする腐心されていた胸中は推察するに余りあるものがある。

(注1) 「シャウブ使節団日本税制報告書卷一」六八ページ。

(注2) 同前 八一ページ。

(注3) 朝日新聞二四年九月一八日付。

(注4) 前掲「昭和財政史第七卷」五〇一ページ。

(注5) 前掲池田勇人著「均衡財」政二五三―二五四ページ。

七 富裕税誕生の陣痛 — 国会審議の状況 —

昭和二五年度予算案は、二五年一月二日、①総合予算の均衡を保ちつつ、財政規模を圧縮したこと、②価格補給金を大幅に削減するとともに経済統制を極力整理する方針をとったこと、③本格的な税制改正を実施し、国民負担の軽減を図ったこと、(④以下省略)等七つの特色を示して第七国会へ提出された。

その規模は、一般会計の歳出においては六、六一四億六百万円で、対前年比七九六億四千万円の減少をみており、一方、歳入面においては同上歳出額のうち、租税及び印紙収入の占める割合は六七・二%の四、四六〇億円と対前年比六九二億七千万円の減少(減税)をみている。

その減少(減税)額は別表の^(注1)とおりであるが、新たに創設される富裕税については次のように記述されている。^(注2)

四 富裕税

(イ) 財産価額が五百万円を超える者に対して、新たに所得税の補完税として、富裕税を創設し、次の税率により課税すること。

五〇〇万円超	〇・五%
一、〇〇〇万円超	一%
二、〇〇〇万円超	二%
三、〇〇〇万円超	三%

(d) 国又は地方公共団体において公用又は公共の用に供する家屋及び物件、国宝、重要美術品等、生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の動産は、これを非課税とすること。

(e) 毎年十二月三十一日を課税時期とし、翌年二月一日から二月末日までに申告納税するものとする。以上がその大要である。

別表(注1)

一 租税及印紙収入税月別内訳表 (単位百万円)

区 分	二五年度		二四年度	
	租税及印紙収入	税	租税及印紙収入	税
租 税	四四四、六〇〇	五一五、九七〇		
所 得 税	四三七、〇九九	五〇六、三六九		
法 人 税	二四八、六八三	二九九、八一		
相 続 税	三八、六〇二	五〇、〇六〇		
富 裕 税	三、一四	三、九一七		
再 評 価 税	二、〇二五	〇		
酒 税	一五、九三八	〇		
砂糖消費税	一〇三、〇〇三	七五、二三五		
揮 発 油 税	七二六	七七六		
物 品 税	五、一五三	三、六八七		
有価証券移転税	一七、二五八	二一、二八九		
通 行 税	五五	九八二		
	一、〇四二	四、三五〇		

関税及屯税	一、五〇〇	三〇〇
清涼飲料税	〇	一、八三七
織物消費税	〇	一二、〇〇五
取引高税	〇	三一、八四四
旧税	〇	二七六
印紙収入	七、五〇一	九、六〇一

(注2) 前掲「財政経済弘報」一七一号

(一) 衆議院

昭和二五年一月二三日池田蔵相は、第七国会再開の衆議院本会議において昭和二五年度予算の予算案の説明をかねて政府の財政金融政策について演説を行ったが、そのうちの「税制の改正」について次のように述べている。

「税制改革案についての詳細な説明は、法案提出の機会に譲ることにいたしますが(中略)高額資産者に対して新たに富裕税を課することといたしました。(後略)」と、富裕税の創設について触れている。

なお、富裕税法案は、所得税、法人税、通行税の、一部を改正する法律案とともに、二月二一日それぞれ大蔵委員会に付託された。

ついで、二月二四日の大蔵委員会においても池田蔵相は、富裕税法案の提案理由として次のように説明されている。その概要は、

前述した今回の税制改正の基本方針と前日の本会議における富裕税創設の理由を述べたあと、法案の内容として、

「①課税時期を毎年十二月三一日とし、②本法施行地に住所を有し、又は一年以上居所を有する個人と、本法施行地内に住所又は一年以上居所を有しない個人で課税時期において、この法律の施行地内に財産を有するものに対し、その財産価額が五百万円を超えた場合に課税する、③非課税財産としては、公用又は公共の用に供する土地・家屋及び物件・墓所・靈廟及び祭具等、学術研究用書籍、標本及び機械器具、生活に通常必要な家具、什器、衣類その他の動産のほか、国宝・史蹟名勝天然記念物・重要美術品として認定されたものの合計価額のうち、百万円までの金額。次に免税点及び税率として、課税価格が五百万円以下の者については非課税とし、税率は、最低五百万円を超える金額に対し千分の五から最高五千万円を超える金額に対し千分の三〇に至る超過累進税率によることとした。

本税は、通常の場合においては所得税と合わせて年々の所得から納め得る程度のもので考えられるが、高額資産所得者については、例えば収益率一割の場合には所得税の負担と合わせて最高百分の八五の税率となり高額資産所得者は相当高率の課税を受ける結果となる。なお、同居親族の課税価格はこれを合算するが、その場合は、所得税の資産所得の合算の場合と同様の範囲としている。

次に、財産の評価については、原則として課税時期における時価によることとし、①地上権、永小作権は、その残存期間に応じ一定割合を乗じた金額とし、②上場株式については、その年の一二月中の毎日の最終価格の平均値により、③年金その他の定期金に対する権利の価額については、その受くべき金額に一定倍数を乗じた金額により、④保険契約に関する権利の価額は、課税時期までに払い込まれた保険料の合計額を基準として一定割合を乗じた額とした。

本税は、課税時期の翌年の二月一日から同月末までに申告納税する建前をとっており、更正・決定、異議受理の方

法並びに罰則については、所得税の例に準じて規定を設けることとした。^(注1)と、法案の概要について説明を行っている。

次に、大蔵委員会における法案審議の状況を追ってみよう。

1 非上場株式の評価について

二月二七日小山長規委員は、非上場株式の評価方法について次のように質問をしている。

○小山委員　そこで、取引所に上場なき株式の評価方法は、国税庁の内部においても一定されておると思いますが、私が従来知っておる範囲では、積立金と払込金額をただ算術的に計算した方法でやっておられる。その後変更しましたかどうか、現在のやり方をお教え願いたい。

○平田政府委員　非上場株式の評価は、お話の通りなかなかむづかしい問題であります。この適正な評価には骨を折る一つでございます。つまり、あらゆる積極財産につきまして時価評価を行い、プラスの財産から負債を差引きまして正味資産を調べその正味資産が一株いくらになるか、それを調べまして、その株に乗じまして、財産額を計算するのが一般の原則であります。(中略) 売買実例等もできる限り集めて極力適正を図ることにしております。たまたま、はたして適正かどうか分らない場合には、収益の状況、将来の見通し等合せ考えましてでき得る限り適正な評価することに努めるほかないと思えます。これは、今度の富裕税の分に関しましても一定の評価方法を研究してみたのであります。一律にやりますとかえって適正を欠くおそれがありますので、いろいろな方法を合せ極力評価の適正を期して行きたい。そういう意味で規定は設けていないのであります。

○小山委員　それで株式の評価方法は、今の総資産から総債務を引いたものを株数で割るといふ機械的なことな

く、同種の株式がある場合はそれと比較権衡をとる。上場株式のものは、それを比較権衡をとるという方針だけは国税庁できめていただきたい。いかがですか。

○高橋衛政府委員 先ほど主税局長から御答弁申し上げました通り、非常に困難な問題ではありますが、ただ今お話の同種の企業であって、取引所に上場のある株との権衡をとって推定をするということも一つの有力な資料であろうかと思えます。^(注2)

2 評価鑑定機関の設置について

次に、三月一日の質疑をみると三宅則義委員が書画骨董の評価について、次のような質問を行っている。

○三宅(則)委員 家庭生活の実情に関しては、税務官吏よりも町村長とかその他の代表者の意見がある程度までしんしゃくすることが一番便宜であると考えますが、政府として一定機関(筆者注、評価鑑定委員会)としてお持ちになるつもりはありませんか。

○平田政府委員 書画骨董とか、そういう特別なものの富裕税の評価等に当りましては、できる限り専門家の知識を活用していくつもりであります。どういふものがある人が持っているか、持っていないかということに對しましては、責任のある者でなければなかなか言うものではございません。これは、やはり、税務官吏が全責任を負って、あちこちよく事情を聞いて調べてみないとうまく行かないと思います。場合によりましては、特別にある人に委嘱等をして、そういうことの内偵等をする必要もあろうかと思いますが、いろいろな方法を用いまして極力適正を期すると同時に、あまり非常識な査定等をやりまして非難を買うことのないよう努めたいと考えております。^(注3)

以上のように「精通者」に委嘱する考え方の有無について質している。

3 課税財産の的確な把握について

三月六日の午後、松尾トシ子委員が課税財産のは握について次のような質問を行っている。

○松尾委員 富裕税を課税するに当り、財産を分散している場合が多いのではないかと思ひます。いろいろな名義で法人へ、あるいはほかの事業、組合へと財産を分散していると思うのです。課税するに当っては個人資産と法人等に出資しているものを全部調査したうえでやらないと不公平になると思うのですが、この調査機関はどんなふうにおやりになるのですか。

○平田政府委員 法人の形で資産を持っている場合には、法人の資産を調べまして、その価額がいくらになるかによって法人の出資なり持分を評価する。その評価額をその所有者たる個人の財産に算入いたしましたして、富裕税の財産額を決めて行くことになります。また財産でございますから同居親族の分を集めて合算することにいたしております。

それから、年々、三百万円以上、所得は七〇万円以上の人の場合は、毎年十二月三十一日現在で一種の貸借対照表（筆者注 現行の「財産債務の明細書」）を個人の場合でも出してもらう。一方、相続税等におきましても資料が集ってくる、所得税等におきましても資料が集ってくるようになりますから、私は、相当な財産家の場合適正な調査ができるのではないかと考えております。

○松尾委員 人間は、人情で申告を自分でちゃんと思わないと思うのです。こういう場合には相当の税務調査が必要だと思つたのですが、その準備はおありなんでしょうか。

○平田政府委員 全部について（適正な申告を 筆者注）期待するには参りませんから、税務官庁におきましては相当有能な職員を揃えまして、その申告書を個別的によく調べます。現在のところ、大体納税者の数が四〇五万人^(注4)程度とみておりますが、相当熟練した官吏をして当らしめますと適正な調査も可能ではなからうかと、考えております。^(注5)

と富裕税の施行に伴い、①個人資産から法人資産へ転換を図った場合、②時代的背景が適正申告書の提出を危ぐする懸念等の質疑を行っている。

4 富裕税の課税見込人員は

金屏風は非課税対象か課税対象か

さらに、三月一〇日川島金次委員が富裕税の課税見込件数及び課税する資産等について質している。

○川島委員 現在、日本の国内でこれに該当する人員、資産等の調査がさだめしおありと思いますが、この機会にお示し願いたい。

○平田政府委員 お手許に予算の説明としてお配りしております六表にございます。全体の見込を四万五千一一〇人とみておりますが、そのうち、五千万円以上が四一〇人、二千万円から五千万円までが二、二一〇人、一千万円から二千万円までが八、二八〇人、五百万円から一千万円までが三四、一八〇人、大体、税務署等の調査に基づきましてその後の状況を加味^(注6)いたしましてかような見積りを立てております。

○川島委員 富裕階級の持っております家具、什器、衣類は、庶民層のそれとは違ったものが相当あると思えます。そういうものに対してもあらかじめ非課税としたことに私は疑問があります。また、「その他の動産」とはどう

いうものをいいますか、ひとつ明らかにしていただきたい。

○平田政府委員 「生活に通常必要な」といいますものは、その人の生活程度に応じて通常必要なものと解釈するのが妥当ではないかと考えております。相当な家屋に住んでおる人の場合、その家屋に通常必要な家具等は、当然非課税にするのが最も穏当なものと考えました。

「その他」といたしましては、大体、これに類する娯楽の用具等も若干あるかと思ひます。そういうものは大蔵省で列挙いたしましたして明らかにしたいと考えております。

○川島委員 例えば金屏風も生活に必要な家具といえればそれまでのことです。そういった事で資産を認定します場合に非常にめんどうが起ると思ひます。さだめし第一線の税務官吏もこの認定には困難を感じる場合もあると思ひます。例えば、床の間にある置物、掛軸にしても相当な価格がするが中には国宝的なものもある。そういうことが起つたとき、どういう見解でそれを非課税にするか、課税対象とするか、極めてむづかしい。やはり一定の標準があつてしかるべきではないか。この点はどういうふうに考えますか。

○平田政府委員 例えば、書画骨董等は、原則として課税する見込であります。床の間の置物とか、あるいは相当な家屋に住んでいる人が若干の掛軸等があるのは通常必要なものと考えるのであります。大蔵省令あるいは国税庁の訓令等により、できるだけ具体的に指示したいと考えます。ただ、あまり一律に行きますと実情に即しないこととなりますので、財産税の経験等を十分に考慮いたしまして妥当を期したいと考えるのであります。(註七)

以上をもって富裕税法案に対する質疑は終了した。

三月一日、大蔵委員会は富裕税法案ほか税制改正関係法案を一括議題として討論採決を行い、「起立多数」で原

案通り可決された。

自由党	賛成
民主党	反対
共産党	反対
国民協同党	反対

(注1) 二五年二月二十四日衆議院大蔵委員會議録一九号 六三ページ。

(注2) " 二月二十七日 " 二一号 一五〇一六ページ。

(注3) " 三月一日 " 二三号 三ページ。

(注4) 富裕税関係想定問答から

(注5) " 三月 六日衆議院大蔵委員會議録二六号 一四ページ。

(注6) 「国の予算」昭和二五年分から抜すい

(1) 財産分布の推計

昭和二五年度富裕税収入額見込は昭和二二年三月財産税統計を基礎とし、財産税評価額に対する昭和二五年度の財産価格倍率（昭和二五年一月末日の見込で、原則として昭和二四年九月水準を維持するものとして想定したもの）により算出した財産分布にもとずき推計した。

(2) 二五年度課税の推計

財産税課税実績にもとずき、財産税の総課税評価額から、その納付した財産税額についてこれを納付時期の物価水準により財産税調査時期の価額に還元した金額を差しひき、これに財産価格の上昇率一二・三五倍を適用し、更に実質的な財産増加一〇％があつたものと見込み、本年度富裕税の課税額を次のとおり推計した。

人 員 四 五 千 人

財 産 価 額 四 五 七、三 一 九 万 円 (二 人 当 り 一 〇、一 三 八 千 円)

控 除 額 二 二 五、五 五 〇 " (" 五、〇 〇 〇 ")

差 引 課 税 価 格 二 三 一、七 六 九 " (" 五、一 三 八 ")

算 出 税 額 二、六 五 三 万 円 (二 人 当 五 九 千 円)

平 均 税 率 一・一 四 %

(3) 二 五 年 度 収 入 見 込 額

上 述 の 計 数 に 対 す る 本 年 度 収 入 見 込 額

申 告 分 七 六・三 % 二、〇 二 五 〇 〇 〇 千 円

(更 正 ・ 決 定 な し)

と 推 計 し た。

(注 7) 二 五 年 三 月 一 〇 日 衆 議 院 大 蔵 委 員 会 議 録 三 〇 号 五 ペ ー ジ。

(二) 参 議 院

二 五 年 一 月 二 七 日、平 田 主 税 局 長 は 参 議 院 大 蔵 委 員 会 (第 七 回) に お い て 近 く 参 議 院 に お い て も 審 議 さ れ る 予 定 の 富 裕 税 法 案 を 含 む 税 制 改 正 案 に つ い て 説 明 を 行 っ て い る。そ の 内 容 は、一 月 四 日 衆 議 院 大 蔵 委 員 会 に お い て 池 田 蔵 相 が 説 明 し た そ れ と 全 く 同 一 の も の で あ っ た。

同 委 員 会 に お け る 富 裕 税 法 案 の 実 質 審 議 は、三 月 二 四 日 開 会 の 第 二 九 回 か ら 始 っ て い る。以 下 順 次 日 を お っ て 審 議 の 状 況 を み て み よ う。

1 国宝等の百万円控除は低すぎる

三月二四日黒田英雄委員ほか二名の委員が、富裕税法案第三二条（第三者通報）・第四七条（罰則）・第九条（非課税財産）及び第一二条（評価）について質疑を行った。

○黒田委員 第三者通報の問題ですが（中略）どういふ結果を現わしておりますか、それを第一に伺いたいと思えます。また、罰則には「他人の富裕税について、国税庁長官又は国税局長に対し、第三二条第一項に規定する事実に関する虚偽の報告をした者は云々」といふ罰則が第四七条に規定してあるのですが、虚偽の報告というのは、少しでも間違っておれば虚偽ということになって罰せられますか。（中略）第四七条では、何か悪意をもってやった者だけが処罰されるように見えるのですが、この点はどういふ意味ですか。

○平田政府委員 第三者通報制度は申告納税制度の採用に伴いまして、一種の税務の民主化という見地から戦後初めて財産税以来設けました制度であります。（中略）ただ、実際には通報の中で本当に有効な結果を生みましましたのは大分少いように記憶しております。併し通報の結果、それによって負担の公平と国家収入の増加を図るような事例がやはりあるようでございます。また、虚偽の通報でございしますが、四七条は第三者通報から来ます他の面の弊害を取除くことにいたしております。「事実に関する虚偽の報告」の解釈は、その事実が真実でないことを予め本人が知っているにもかかわらず虚偽の通報をなしたという場合に該当するかと思えます。ただ、悪意というよりも故意に事実でないということを知って通報した場合は、この条文に当たらないと思うのでございます。

○黒田委員 第九条の第一項第四号に国宝保存法の規定により、国宝又は史蹟云々とありますが、重要美術品に指定されたもの、それらについて百万円以上の分は富裕税を課することになっておりますが、（中略）百万円という

のは如何にも低いと思うのですが、どういふご見解ですか。

○平田政府委員 これにつきましては慎重に研究してみたのでありますが、一時はこういう種類の財産は、融通性が少いのが多い状態でございますので全額非課税にしたかどうかとも研究してみました。他面、書画骨董に属するもので転売可能のものもあるようでございますから、もしも全額非課税にいたしますと富裕税の負担が不当に軽くなるというような場合も心配されますので、百万円を超える部分につきましては課税した方がよからうということで本案を提出した次第であります。

○黒田委員 国宝になっておるものには、相当高く見られるものもありますが、そういうものを納めるのにその物を売って納めるということとはなかなかできない。これについてはどのようにお考えになりますか。

○平田政府委員 国宝等の中には、はっきりした交換価値を付け得るものと、はっきり交換価値をつけにくいものと二つあるかと思ひます。殊に建物等で国宝等に指定されているものは、多くが国有か市町村有になっておるかと思ひますが、個人所有の場合には評価に当り、適正な時価の査定に極力努めまして實際上著しき負担の過重な無理は来たさないう心掛けたいと考へております。

2 家屋の評価は

○油井賢太郎委員 富裕税の財産評価ですが、家屋はどういふふうなところで課税するのですか。

○平田政府委員 家屋は富裕税法十二条の規定をもつて評価する訳であります。毎年十二月三十一日現在の家屋の時価を評定しまして、それによつて評価することになります。家屋につきましては、相続税でやっておりますが、地域別に、賃貸価格に対する倍率等で一定の基準を定めまして、原則としてこの基準によるといたしております。

す。

○油井賢太郎委員 それはその都度、あなたの方から発表するわけですね。

○平田政府委員 税務署に行けば、税務署の基準はこの程度ということは分るようにいたしておきたいと考えます。

○玉屋喜章委員 そうすると何ですか、ここに千万円の自分の家がある。外に財産がない、これはやはり富裕税がかかるのですか。

○平田政府委員 富裕税がかかります。

○玉屋喜章委員 只今のお話によれば、その千万円の家に富裕税がかげられたら普通の家に入っていた人はどうなりますか。それから控除してくれますか。人間には家がなければ困るのですから。

○平田政府委員 いい例をお話になりましたから、富裕税がいいといわれる例を反対に御説明申し上げます。所得税だけで行きますと、一千万円という相当立派な家に住んでいて所得税は僅かで何とか暮している。

従って、所得税は極く僅かの税金だけしか納めていない。ところで、一千万円という立派な家に住んでいる場合におきましては、所得税の外に課税標準を見込みまして税を負担して貰うのが、財産税を所得税の外に課税する根拠になるのでありまして、社会の一般感情からいたしましても、少し余分に負担して貰ってもいいだろうというのがこの富裕税を課税する理由でございます。

○玉屋喜章委員 しかしながら、その家がなければ、国民に家というものを認めてくれなければ……。

○平田政府委員 でありますから、どうしても大きな家に住んでいて所得が少なくて負担しきれんという場合には、その家はその人の所得に比べて大き過ぎるということになるのでありますから、適当な家を見付けて、その大きな

家は、それに相応する人に引渡すことにならざるを得ない場合もあろうかと思いますが、それを目的とする訳は
ごいませませんが、要するに、若干違つた負担をした方が全体として公平であらうと考えております。^(注1)
3 国宝等は非課税に

○木内四郎委員 九条の三項で百万円を超える場合には課税価格に入れる。この百万円は、どういう意味でここに入
れたのですか。

○平田政府委員 昨日もお答えしたのでありますが、無条件に免税すると財産をそういう形で持つ傾向が助長されま
すので、一定の限度をおいてやりますれば問題はないだらうというので、百万円は別に確たる証拠がないのであ
りますが、富裕税の課税最低限が五百万円でございますから、このほかに、百万円の控除を行うことで一つのラ
インを引くのも一つの方法ではないか、かような意味におきまして最終案をまとめたものであります。

○平田政府委員 富裕税は、財産を有しておるといふことで富裕税から除くといふ考えはないのですか。
という税でございます。負担の公平からみてもやはり課税するといふことに行かざるを得ないのではないかと考
えております。

○木内四郎委員 富裕税の理論だけではないに、これを免除して貰つたらどうかと考えるのですが、困難ですか。
○平田政府委員 財産税を所得税の補完税として特に設ける根拠としまして学者の説明するところ等によりますと、
無収益の財産に課税するのが長所である。反面、短所もあるといふ見解は、ある財産が無収益財産に投資された

場合、それは課税できませんが、それを財産税の形で若干の課税をいたしまして、補つて両方相まつて税制とし

て公正な税を立てよう、こういう趣旨が若干加味されており^(注2)ます。

4 税負担が所得額を超えるケースの有無

三月三十一日の第三〇回委員会では、油井賢太郎委員が所得税・富裕税及び地方税を加えた税負担額について次のとおり質疑を行っている。

○油井委員 所得税と富裕税の関係ですが、相当の資産家に八五%までは税金がかかるかと常識上考えられているのですが、これに地方税を合せますと、所得よりも税金の方が超過するというような現象がでるのですが、あり得ることですか。

○平田政府委員 実際問題としましては、無収益財産の場合には御指摘のようなことがあると思いますが、しかし、財産をもちまして行く場合には、やはりそういう課税システムをとった方がいいのではないかと考えております。従いまして、富裕税の税率の最高は、少なくとも相当高率の名目財産税になるであろうと考えております。^(注3)

5 仮名預金の調査は難問題

さらに、四月二〇日の第三九回委員会において波多野鼎委員から銀行預金の把握について、次のとおり質疑が行われている。

○波多野委員 富裕税法を施行してみたところで財産を隠匿する途が今だって開かれておるし、特に、銀行検査^(注4)、銀行預金調査の問題、これはやらんことになったと思いますが、そうなってくると富裕税法で高額所得を本當に捉えることができなくて、単なる申訳的なものになるおそれがあると思いますが、その点について政府はどうお考えですか。

○平田政府委員 仮装名義等を用いた場合にこれをどうして調べるかという問題は、やはり、今後におきましても問題があると考えております。

所得税におきましては、所得七〇万円以上の人は、一月三日現在の財産と負債の表を税務署に提出して貰うことにしております。また、五百万円に満たない正味資産三百万円以上の人も同様であります。このような措置を適正に運用すれば相当の把握ができるのではないかと、ただ、書画骨董の動産類に投資された場合、これをどの程度は握できるか、これはなかなか問題があると思います。毎年の財産の移動状況をよく調べておきますと、割合にどこかで尻が出てくるのではないかと考えております。一つ納税者の協力を得まして実現して貰うべく極力努めたいと考えております。

○波多野委員 納税者の協力はいいが法律を作るには、本当に法律の趣旨に副って行なわれるような法律を作らねばなりません。日本には行われていない法律が多い。だから遵法精神が麻痺しておるといふことをおそれられている時代です。富裕税の施行上例えは、財産目録を提出して貰うことで一体これが取れるんですか。

○平田政府委員 株式のは握は、小株式を除き割合はつきりすると思っております。無記名預金も銀行としては認めない考え方になっておりますから、仮装名義預金の調査という難点がありますが、これもある程度分ってくるのではないかと思います。無記名の公社債も資産の移動により捉えたいと思えます。

最後に現金で退職しておる者に対しては、なかなかむづかしいのであります。これは、毎年の財産のバランスとにらみ合せまして個々のに調べ適正に課税するより外ないと思えます。

○波多野委員 終戦直後よくありました外人名義による事業経営、ああいふことになるおそれは。

○平田政府委員 富裕税は、外国人に対しましても特例は設けておりません。日本にある資産であります限り全部かかるのであります。^(注4)

以上のような質疑が行われたのち、二五年四月二七日開会された第四三回大蔵委員会において、富裕税法についての討論・採決が行われ、挙手多数によって原案通り可決された。

ついで四月三〇日参議院本会議において、委員長報告のあと、起立者多数により可決せられ、ここに富裕税法は誕生した。

(注1) 二五年三月二四日参議院大蔵委員会(第二九回)議録 五八ページ。

(注2) 同 右

(注3) 二五年三月三十一日 (第三〇回) 〃 一一四ページ。

(注4) 二五年四月二〇日 〃 (第三九回) 〃 一四六ページ。

八 シャープ第二次勧告

(一) シャープ使節団の再来日

シャープ使節団は、昭和二四年八月に第一次勧告の概要を発表して帰国したが、帰国後も自分たちが作成した勧告がどのように取扱われているか大きな関心をもっていた。このため、帰国後数ヶ月して第一次勧告のフォローアップ

のために再来日することを決意したようである。^(注1)

これに合わせて総司令部からも政府に対し資料の提出要求があり、主税局では直ちにこれに対応している。その主なものは申告所得税の徴収状況を始めとして酒税の減税要求等八項目に及んでいるが、富裕税に関する項目はない。

第二次使節団^(注2)一行は、二五年七月三十一日羽田に到着した。シャウプ博士は、到着後の記者会見で再来日の目的を次のようにコメントしている。

「今度の再訪の目的は、昨年の勧告の実施状況を現地視察するためであり、私は日本の税制体系が進歩していることに満足している。」と答え、再勧告については、「実績を検討したうえ、必要があればするつもりだ。」と述べている。

使節団一行は前回と同様、日本税制の実態調査のため東北・北海道方面にまで足をのばし、じかにその状況を見聞したようである。

帰京後は、軽井沢で第二次勧告文を草稿している。

(二) 第二次勧告

昭和二五年九月二一日英文で二三頁から成る第二次勧告が発表されたが、前回に比べると規模も小さく新聞発表用の小冊子として作成されたものであるといわれている。^(注3)

富裕税に関する部分は次のとおりである。^(注4)

「われわれが訪れたたいの税務署及び国税局において、税務官吏が新税制の下における富裕税の重要な役割に

気づいていることが知られた。彼等のうちには、管内で富裕税の納税義務がありそうな全ての納税者について記録を作っており、また、富裕税法の完全な概要をこれらの納税者に郵送する準備をしているものもあった。

しかし、ある場合には、富裕税に少しも注意をしない税務官吏もあった。彼等がぐずぐずしているわけは、富裕税の最初の課税時期が昭和二五年一月三一日である、ということにあった。

本税をうまく発足させるために、あらゆる努力をしなければならぬ。富裕税は、税収入によって示されるよりもずっと重要なものである。もし、富裕税に必要な執行上の注意が払われず、その影響をうけて納税者が自発的に協力しなければ、五五%からおそらくは八五%までの高度の附加税率が、国会によって設けられることになるであろう。富裕税は、もしうまく施行されれば、高度の附加税率の有効な代替物である。従って、税務官吏は富裕税の有効な執行計画を積極的に進ちょくせしめなければならない。」と警告している。この報告書を読む限りにおいては、税務署における富裕税に対する対応が一斉に行われていなかったことが十分にうかがえる。

(注1) 前掲「昭和財政史」一九一ページ。

- S・S・サリー (ハーバード大学教授)
 - W・C・ウォーレン (コロンビア大学教授)
 - W・S・ヴィックリー (コロンビア大学教授)
 - P・M・オリアリー (コーネル大学教授)
 - A・H・F・ステファン (ルートガス大学教授)
- 前掲「昭和財政史八」一九四ページから

(注3) 同右二一ページ

(注4) シャウプ使節団第二次日本税制報告書、一四一―一五ページ

九 富裕税の施行に伴う国税当局の措置

(一) 準備事務

ところで、国税当局としてはこのころどのような対応を考えていたのであろうか。

まず、国税庁においては直税部相統税課（昭和二五年四月から資産税課）が富裕税事務を所管し、富裕税法案が成立する前の二五年四月一日各国税局の直税部長及び資産税課長に対して富裕税法の解説指導を行っている。またこれを受けて各国税局では、管下税務署の富裕税係員（資産税係）に対し同様の指導を行っていた模様である。

例えば、関東信越国税局長は、「富裕税の準備調査について」と題する通達を管下の税務署長に対して発遣して^(注1)いる。それによると、

一、財産税の課税価格が五〇万円及び二四年分の所得金額が七〇万円（ともに同居の家族を含む）以上の者その他新興階級の同族会社社長、宏大な別荘地所有者を対象にして準備調査を行う。

二、二一年三月三日現在（財産税調査日）及び二五年九月三〇日現在の財産を種類ごとに調査しておく。（注、主として固定資産税課税台帳との照合）

三、課税対象見込者が預金、その他の財産を分散した事実を知ったときはその事実を書きとめておく。

四、上記の該当者で転出入、死亡等による異動事項についても所要の整理をしておく。

等富裕税の施行に備えて所要の準備を行うよう指示している。また、同じころ東京国税局においてもおおむね上記通達の要領によりその準備を進めるよう管下税務署長に^(注2)通達している。さらに一〇月一九日には管内税務署の資産税係長会議が開催され、その会議に出席した総司令部のビヤズレイ氏は訓話を行っている。その要旨は次のとおりである。

まず、富裕税の創設を提案した第一次シャープ勧告の論旨に触れたあと、「①富裕税は、非常に大切な税であるから最も有能な職員をできるだけ動員し、収集した資料及び参考資料を十分に活用し、特に②大口所得者に対しては期首、期末における資産及び負債の明細書に着目し、③その調査に当たっては署内各係との連携を密にし、資料情報の交換はもちろんのこと、地方団体からは不動産に関する課税資料の収集に努め、④初年度の脱税者、特に現金、宝石類の隠匿による脱税計画に対する宣伝及び調査を徹底し、⑤脱税者を発見した場合はこれを起訴する方法等で阻止すべきであり、最後に、⑥富裕税は、歳入を増加するばかりでなく日本経済にも貢献し、従来の高率所得税よりも公平な税であることから調査に当る一人一人がその経験と精力と能力の全部を傾けてのぞんでもらいたい^(注3)」とこのように述べている。

このようなことは、現在では想像もできないことであるが、占領下にあったとはいえ総司令部がこの富裕税にかけた意気込みをうかがい知ることのできるエピソードである。

一方、国税庁においても二五年一〇月上旬に開催した全国資産税課長会議の席上、「財産価額の評価基準」の作成及び「納税見込者調べ」等について指示したほか、納税義務があると認められる者については、二六年一月末日までに申告書を送付し申告書の提出を求めることなどの運営方針を決めている。さらに、二六年一月一日、国税庁は

「富裕税の申告について」と題する解説書を作成し各国税務局長に対し、管下税務署長をして管内納税者のPRに当
たるよう通達して^(注4)いる。

(注1) 二五年九月三〇日付関局直資第三〇四号

(注2) 前掲「昭和財政史八」四九〇ページ

(注3) 二五年一〇月二五日付直資第一五四号

(注4) 二六年一月一日付直資一一一、二六年一月二日付国税庁報第五七号から

(二) 富裕税法施行規則の制定

昭和二五年二月一五日富裕税法施行規則(大蔵省令第一一一号)が公布された。^(注1)

その内容は、第一条から第五条までの比較的小規模なものであるが、そのうちで特記すべき事項は、第四条及び第
五条で富裕税法第三六条「調書の提出」に係る「調書提出の価額の限度」(第四条)及び「調書の様式」(第五条)
の規定であろう。この規定は財産税法(昭和二一年一月二〇日施行)の施行前に制定された「臨時財産調査令(昭
和二一年二月一七日勅令八五号)」の再現を想起させるものであった。ちなみにその内容は、

第四条(調書提出の価額の限度)

- | | |
|--------------|-----|
| 一、株式・出資の払込金額 | 五万円 |
| 二、債務の金額 | 五万円 |
| 三、信託財産の評価額 | 五万円 |

財産税、富裕税の主要財産種類別
価額構成 (%)

区 分	財 産 税	富 裕 税
宅 地	10.0	20.4
田 畑	7.8	0.6
家 屋	17.9	21.3
有価証券	13.8	23.6
預貯金	28.4	3.3
事業用動産	5.0	9.3
財産価額計 (その他とも)	100.0	100.0

(注) 財産税は昭和21～26年度を通ずる課税実績の合計、富裕税は25年度の課税実績の百分比。

出所：国税庁『国税庁統計年報書』昭和22～26年度により作成。

略) 二五年一二月各種財産についての調査の提出限度とそ
の様式を定めた省令が出された。ところが、その経済界へ
の影響を心配した池田(蔵相)は、その再検討を命じ、結
局、翌日省令の関係規定が削除され、そのため、調査提出
に関する法律の規定は実際上空文に帰した。しかも、国税
庁は、貯蓄増強の必要性を考慮し、富裕税の調査に当って、
預貯金等の調査は納税義務者について行ない、金融機関に
対する調査は原則としてこれを差控える方針をとった^(注3)。

署長に提出しなければならないとされていた。
と一から六までの金額を超える場合は、第五条に規定するそれぞれの調査を各人別(権利者ごと)に所轄する税務
署長に提出しなければならないとされていた。

- 四、合同運用信託に関する権利の額 一〇万円
- 五、生命保険料払込金額 五万円
- 六、払込済の無尽、預貯金、積金、寄託金の額が 一〇万円

しかし、翌一二月一六日後述する理由によって同規則のうち、第四条及び第五条の規定を削除する大蔵省令(一一
三号)が公布された。この間の経緯については「昭和財政
史八」に記述されているので関連部分を引用する。^(注2)

「富裕税の施行には最初からハプニングがあった。(中

このような措置は、まさに朝令暮改の代表的なものといえようが、当時の為政者が貯蓄の増強こそ経済復興の根幹をなすものと考えた末に得た結論であつたであらうことは想像に難くない。しかし、この結果、金融機関等に対する直接の税務調査は差し控えられることになり、後年、忠佐市氏は、「財産税における預貯金の申告割合と富裕税における預貯金の申告割合は前記表にみるとおり格段の階差がみられた」と述べておられる。^(注4)

(三) 富裕税財産評価事務取扱通達の制定

富裕税法においては、第三章に財産評価の規定を定めており、その内容は、①評価の原則(一二条)②地上権及び永小作権の評価(一三条)③有価証券の評価(一四条)④定期金に関する権利の評価(一五条)⑤定期金給付事由の未発生のものに関する権利の評価(一六条)⑥生命保険契約に関する権利の評価(一七条)の六ヶ条からなり、おおむね特殊財産についての評価規定であつた。

従来から評価方法の細目については、評価通達によって執行されていたが、富裕税法の施行に伴いこれまでの個別通達を改廃整理してこれを総合通達にまとめ、二六年一月二〇日国税庁は、「富裕税財産評価事務取扱通達」として各国税局長に発遣している。主要な財産の評価方法については次のように定められていた。

- 一、土地・家屋 賃貸価額^(注5)に、状況の類似する地域ごとに定めた一定倍数(農地は全国一律の倍数)を乗じた額
- 二、立木 樹種別に標準価額を定め、地理級、地位級、立木度に応じて総合等級表により求めた指数を、立木標準額に応じて個々の立木の価格を算出し、壮令林の評価についてグラ―ゼルの公式^(注6)を適用した。

三、書画骨董 精通者の意見を聞いて個人ごとに一括評価する方法も用いられたが、戦後蒐集家の階層が変動し、

精通者の意見による一括評価の方法に限界が生じたので、その種類、作者別に標準価額を定め、それを基に個別評価する方法も採用された。

四、非上場株式 当初定められた方法は実情に合わないとして強い批判を浴び、急きよその改訂が行われた。^(註7)

改訂後(二六・五・一〇付直資一七八)の方式は、当該会社(評価会社)と状況の類似した会社(類似会社)の株式をもとに、評価会社と類似会社との間の一株当たり配当、利益および純資産の割合によって「類似会社比準株価」を算出し、さらに、評価会社の規模(純資産価額、取引金額、従業者数に応じて判定)とその同族割合を勘案し、その状況に応じ一定の方式によって当該「類似会社比準株価」と評価会社の「一株当たり純資産価額」とをミックスし、双方の要素を総合して株価を評価する。

なお、この株式の評価方法は複雑で、一々税務署で計算してもらわないとその評価が分らず、また年々そのよ
うな計算を繰り返す煩雑さが批判^(註8)を呼んだ。

当時、執行の第一線にあって日本橋税務署長として勤務しておられた梅津勘蔵氏は、「一番問題になったのは同族会社の役員などが保有している非上場株式の評価でした。いまでこそ評価方法の算定もできますが、当時はそんなものはない。それでその会社の土地や固定資産を時価で評価し、そこから一株当りの評価額を出しました。この仕事は大変な作業で、おまけに評価するものすごく高い。評価が高ければ富裕税も高額になります。同族会社から、こんな高い税金は困る、と文句が出ました。小さな会社はまだしも大きく事業をしている同族会社の資産を評価して株価に課税すればそりゃ高くなります。全国の商工会議所が大陳情をやったこともありま
す。それで事業の内容によって評価すべきではないかという意見が税務当局内からも出て、私なども主張しまし

局名	電話局	標準価額	局名	電話局	標準価額
東京	茅場町	90,000円	仙台 名古屋	仙台	40,000円
	長者町	40,000		名古屋市	50,000
	川崎	35,000		静岡	35,000
関信 大阪	浦和	30,000	金沢 広島	富山	20,000
	船場	70,000		広島中	35,000
	神戸	40,000		高松	30,000
札幌	尼崎	35,000	福岡 熊本	長崎	30,000
	札幌	70,000		鹿児島	30,000

た。これは国税庁でも問題になり、結局、いまの評価方法の基礎となるべきものができあがったわけです。財産の評価は富裕税を課税するうえで基本になるものですから法人税や所得税の所得計算をいかにするかといった問題と同じです。^(注9)と、このように当時を述懐しておられる。

五、電話加入権 上記表のとおり各都市の電話局ごとに標準価額を定めていた。なお、これを東京国税局が定めた「昭和五六年分相続税財産評価基準」と比較してみると、東京都、神奈川県、千葉県及び山梨県のそれは、全地域五八千円であり、茅場町電話局の九万円と比べると当時の標準価額が五六年分より一・五五倍も高く評価されていたことになる。

このように電話加入権が現在の評価額よりも異常に高く評価されているのは、当時、戦災等による取外し電話が多くあったこと及び加入申込積滞数が経済復興のテンポに合わせて順次増加してきたことによるものと考えられる。

六、次に入場株式についての評価額は、その年の一二月中の毎日の最終価格の平均額による(一四条)とされているが、二五年分富裕税の課

税価格となる価額が、二六年二月十四日国税庁から発表されている。^(注10)それによると七七一銘柄が数えられるが、そのうち、四九%にあたる三七九銘柄が額面割れの価額を示している。このことは、多くの上場企業が太平洋戦争による資産の喪失等による打撃から立直ることが出来ず、その業績が低迷状態にあったこと及び国民経済の極度の疲弊という大きな要因が作用していたものと考えられる。さらに、二七年二月一六日に発表された二六年分についてみると、気配相場のあるものを含む上場企業数は、九七五銘柄となり、このうち、額面割れの価額を示しているものは、前年の三七九社に対し、六七・五%にあたる二六五社に減少し、上場企業の業績が急速に上向いてきたことを示している。このことは、二五年六月にぼつ発した朝鮮動乱に基因するものといえる。動乱ぼつ発当時はわが国民を不安の渦の中に巻き込んだが、日本経済にとっては予期していなかった好運をもたらし、企業は朝鮮特需という戦時経済にも似た好況を示し、輸出の増加と相まって前述した不況から急速に立直ることができたものとみられる。

ちなみに、二六年度の補正予算に伴う税法改正では、普通法人の税率三五%を一気に四五%に引上げ、二割八分以上の大増税を行い、代りに法人税の三ヶ月の納税猶予制度が設けられたが、これらはすべて企業の収益力の向上を示す一つの証左であろう。

(注1) 二五年二月国税庁報号外一号

(注2) 前掲、昭和財政史八卷四八九ページ

(注3) 二五年二月二〇付直資一―一九〇「富裕税法施行細則の改正について(通達)二六年一月二一日国税庁報五六号、

以下通達本文

本月一五日大蔵省令第一一一号をもって富裕税法施行規則が公布せられたが、最近における金融情勢等にかんがみ、昭和二五年分の富裕税については、預貯金等の調査の提出を見合わせ、納税義務者の自主的な申告にまつこととし、本月一六日大蔵省令一一三号をもって同規則の第四条及び第五条の規定を削除することとなったから、了知せられたい。なお、金融機関に対する預貯金の調査については、富裕税の自主的な申告があった後に調査するのを相当と認められるから、申告書の提出前において富裕税法第三六条第二項の規定により金融機関に対して預貯金等の調査をすることは見合ふこととせられたい。

(注4) 前掲、昭和財政史八卷三二九～三三〇ページ

(注5) 地租及び家屋税の課税標準で、土地家屋の貸主が公租公課、修繕費等を負担する条件でこれを賃貸する場合に貸主が取得すべき一年分の金額を意味する。(昭和財政史八卷四九一ページ)

(注6) 森林の立木評価の一方法としてドイツのブラーゼルが一九二二年に発表した算式(税務百科大辞典(一)四五〇ページ)

(注7) 財産評価通達第一八六項の取引相場のない株式の評価については、実状に添わないものが多かったので、改正することが必要となった。そこで、本庁においては、種々研究をなし、かつ、各界の権威者の意見をきくこととし、四月一九日と二六日の両日、三田の大蔵大臣官邸に次の諸氏の出席を求め、各氏の意見を参考にして、従来の方法を改正し若干の説明を付け加えて、通達を公表した。(昭二六・五・一〇、直資一七七八)

野村証券株式会社社長 奥村 綱雄

日興 " 遠山 元一

山一 " 小池厚之助

日本興業銀行頭取 川上 禎一

日清紡績株式会社社長 桜田 武

日本化薬 " 原 安三郎

証券投資協会常務理事 飯田 清三

工業倶楽部理事

長田 英吉

日本勸業銀行会長

山田 義見

十条製紙株式会社常務取締役

金子佐一郎

国税庁事業年報書 昭和二四・二五・二六年度三三四ページから

(注8)

前掲、昭和財政史八巻四九三〜四九四ページ

(注9)

前掲、税界の証言 納税通信一三六二号

(注10)

二六年二月一四日付直資一―二三(二六・三・一、国税庁報六一号一一九ページ)

(注11)

二七年二月一六日付直資一―五五(二七・三・一、国税庁報九八号二八ページ)

一〇 執行の状況

(一) 二五年分

1 課税見込対象者の選定

すでに述べたように課税見込対象者の選定は、財産税の財産価額五〇万円以上の者または昭和二五年分所得税七月予定申告の総所得金額七〇万円以上の者を対象としてその選定作業が行われた。(注1) 当時は、財産税の調査が終ったばかりであったので、これをベースにして、まず、財産税調査簿に記入された土地・家屋を適宜の用紙に写し(調査簿は未制定)固定資産税課税台帳と照合し所有の物件を確認したうえ、個々の不動産に富裕税財産評価の倍率をかけてその評価額を求め、おおよその見込財産価額を把握していたようである。

これら課税見込対象者の選定事務は、係長及び次席などといった資産税事務を相当年数経験したベテラン職員が担当し、一般の係員には担当させていなかったといわれている。

2 申告指導

新税を施行するに当たっては、事前に税の仕組み等の解説が必要であるが、富裕税についての申告相談は専ら集合指導によって行われ、主として財産評価方法の説明に終始したようである。具体的な個別指導は行われていなかったようである。

なかでも一番説明に困ったのは、所有する不動産には固定資産税が賦課され、所得には所得税を納めているのに、そのうえ、なぜ富裕税を納めなければならないのかといった質問であり、所得税の補完税、という意味について納税者の理解を得るのに苦労したと伝えられている。

また地方においては、富裕税を一種の名誉税と考えていた納税者（山林所得者）もいたようである。その一例は、出署した納税者（複数）から「うちには富裕税はかからないんですか」といった意味の質問があり、「かからなければ手持現金をふやして有資格者にしてもらいたい」といった熱烈的な名誉税の納税希望者もいたとかで担当者を苦笑させたという。

場所によっては、このような大らかな考えをもった納税者もいたようである。

3 申告の結果

ところで二五年度予算に計上された富裕税の歳入見込額は二〇億二千五百万円、納税義務者数四万五千人であったが、これに対して二六年三月末日における申告税額はどうかであったのであろうか。

項目	区分	① 25年度予算計上額	② (26. 3. 31現在) 申告額	② / ①
納税義務者数		45,000 人	26,081 人	58 %
課税財産価額		457,319 百万円	137,491 百万円	30
同 1 人 当 り		10,138 千円	5,271 千円	52
算出税額		2,653 百万円		
同 1 人 当 り		59 千円	25 千円	42.4
収入見込額		2,025 百万円	653 百万円	32.9

- (注) 1. ①は、25年度予算書附属書類によった。
2. ②は、昭和25年度国税庁第76回統計年報書によった。

富裕税初年度における申告結果は上記表にみるとおり予算計上額に対して、わずかに三三%、納税義務者数において五八%という予期していなかった結果をみた。

例えば、関東信越国税局管内では、その予想税額、件数に対して六七%、及び七五%と甚だ低調であったと記録されている。^(注3)

このように、期待に反し著しく低調に終わった富裕税の申告内容について、昭和財政史では次のように記述している。^(注3)

「財産税の場合と単純な比較はできないにせよ、金融機関からの調書の提出がなく、税務調査も十分なされなかった場合の、不表現資産の把握の困難性を示すものとみて誤りではないであろう。」と分析している。

また、塩崎潤氏は、「まだまだ社会の混乱が納まらない昭和二五年当時では、個人財産を完全に把握するのは至難の業であった。それまで国税であった固定資産税が地方に移管され、国税の方は土地台帳の管理をしなくてもよいことになった。これは登記所の方に管理事務が移管され、そのため資産

税職員が全国で半分くらいになり、富裕税の執行を手薄にした原因であった。」と述懐されている。^(注6)

4 富裕者は東低西高

二五年分富裕税の申告ベストテンは次のとおりである。^(注5) これをみる限りでは関西を中心とする西日本に居住する人々が七人を占め、東日本勢は僅かに三名が名を連ねているにすぎない。このことは、財産税等によって財閥や地方の素封家が没落した反面、実業家(八人)の台頭がみられる。

また、書画骨董の主な所有者二七五名についても、旧華族(主として大名家)がわずかに二十数家しかみられないことからも戦前における富裕階級のちよう落ぶりをうかがい知ることができる。^(注6)

氏名(主たる納 税義務者)	住所・職業	課税価格
石橋 徳次郎	(久留米市・日本ゴム会長)	二四六、五〇二千円
石橋 正二郎	(東京都・日本タイヤ社長)	二三二、三二〇千円
住友 吉左衛門	(芦屋市・無職)	一九七、六二五千円
古谷 博美	(宇部市・鉱業)	一八〇、〇〇〇千円
石橋 幹一郎	(久留米市・日本タイヤ重役)	一七九、八六五千円
伊藤 豊次	(札幌市・土木請負)	一六五、四三〇千円
乾 豊彦	(芦屋市・乾汽船社長)	一五一、九七八千円
御木本 幸吉	(三重県・真珠養殖)	一五〇、一三九千円

岩崎 孝子 (東京都・無職)

一三三、二八六千円

辰馬 吉男 (西宮市・辰馬汽船社長)

一二八、七九五千円

(注1) 二五年九月六日付直資第一二四号 東京国税局

(注2) 二六年度富裕税事務運営方針案 関東信越国税局

(注3) 前掲 昭和財政史八卷 四九四ページ

(注4) 前掲 税界の証言 納税通信一六〇九号

(注5) 前掲 昭和財政史八卷 四九五ページ

(注6) 二六年二月二日付直資一一二六 国税庁

(一) 二六分

二六年五月一五日開催された全国国税局資産税課長会議資料からみると、二六分分の富裕税の執行について、「①二五年分富裕税の更正又は決定のための調査は、おおむね八月末までに終了させ、②無申告者については、期限後申告書の提出を促し決定はなるべく差控え、特に取引相場のない株式の価額については適切に判断し、③基本財産の調査は特に正確を期し、④銀行預金の調査のための金融機関の調査(文書照会を含む)については、慎重を期するとともに、一般的な預金調査によって、預金者を無用しげきすることのないよう留意すること。」と指示している。なお、財産評価については、四・四半期ごとに各種指数等の調査を基に行っていた模様であり、前述した朝鮮動乱を起因とするインフレが次に述べるように可なりのスピードで進行していたことがうかがえる。

ちなみに、日銀東京卸売物価指数(昭和一一年九月を一〇〇とする)からその動きをみると、二四年九月から二五

年三月までの間はわずかに5%の上昇にすぎないが、二五年四月から九月までの間における上昇率は一四%と上昇している。^(注1)

また、全国市街地価格についてみると、二四年九月から二五年三月までの間にわずか六%の上昇があったにすぎないが、二五年四月から九月までの間に反騰に転じ一八%の上昇をみている。^(注2)

これは、同期間の卸売物価指数の上昇率一四%を上回るもので、二五年に入って鎮静化の方向に向いつつあった地価事情がここに来てまた上昇の気運にあることを感じさせるものである。

このような事情を背景にして二六年分富裕税の土地評価倍率も二五年分に比べて大きく上回ることになった。

例えば、東京の芝税務署管内の宅地を例にとると、一坪当り(三・三平方メートル)の賃貸価格八円五〇銭の場合、二五年分評価倍率は五百倍であったが、二六年分になると二〇%増の六百倍となっている。これを評価額にしてみると、四、二五〇円から五、一〇〇円へと八五〇円の大幅アップをみたことになり、その上昇分だけ富裕税の課税額を押し上げたことになり、三百坪の宅地を所有していた場合、二万二千五百円の評価増となり、富裕税額で最低一、一二五円、最高で六、七五〇円の負担の増加が行われたことになる。

1 事務運営

資産税各税の調査は現在でもおおむね五月から始まっているが、当時においても五月から開始されていたようである。

国税庁の指示を受けた各国税局では、その方針に従って事務運営方針を定め、これを管下税務署長へ通達している。^(注3) 関東信越国税局を例にとると、五月以降の五ヶ月間は専ら実額調査に全力を傾注し、過少申告者、無申告者に対

しては、申告（修正）指導を続行し、本年度分の申告指導に万全の態勢を整える。と前置きたうえ、①国税局に調査班を設置して、富裕税実額調査を毎月実施し調査の充実を期し、②富裕税の特質に鑑み、所得と財産との両面から総合的に調査し、専ら不表現資産・変形資産の補そくを目的とした新しい構想のもとに調査を実施する。③富裕税各種の評価基準は、昭和二五年分の評価基準より一層充実した適正、かつ、合理的な基準の作成を用途として、有効、適正な評価資料の収集並びに調査に万全を期する、と大要このような富裕税事務運営方針（案）を定めている。

具体的には、土地、家屋の調査票と申告書の記載内容とを照合し、申告漏れの有無及び二五年一月一日以降譲渡等の理由により減少しているものについては売却代金の用途及びその変形資産を調査する。また、富裕税法施行日の二五年五月一日以降富裕税法にいう同居親族以外の者への名義変更、仮装名義等による財産の分割については、特に注意する。

株式会社については、法施行後における同族会社の設立、増資に係る払込資金の出所を、その他株式の異動については、その事由、現金の授受等、特に課税時期直前において同族会社を設立した個人については、財産分割の有無について慎重に調査する。また、同族法人については、首脳者の自己の親族、使用人について出資能力を調査し、名義株かどうかについてその事実を調査する。

等各種財産の調査要領についての指示がみられる。

2 調査の内容

当時、富裕税の調査に当たった国税局の事務官は、次のように調査経過を報告している。^(注4)

その一

- (一) 不動産 宅地の計算誤びゅう及び長野県下所在の家屋申告漏れ、七八千円
 - (二) 有価証券 計算誤びゅう、申告漏れ等により一七二千円
 - (三) 収支調査の結果、定期預金百万円のほか申告漏れ、計一八七〇千円
 - (四) 書画骨董 調査により多数の名品を所有しあり、二〇〇千円
 - (五) 贈与財産 収支調査の結果、長男に株式払込金及び宅地取得資金の贈与 三五〇千円
- 以上合計二六七〇千円が申告漏れであったので加算した。

その二

- (一) 不動産 二五年中の宅地売却分を含めて申告していたため、申告額から一八〇千円を減額する。
 - (二) 商品 仕入、売上調査(注・たな卸)の結果、二二二千円申告漏れ
 - (三) 預貯金 借入金担保の定期預金二四〇千円申告漏れ
 - (四) 現金 収支調査の結果、七七六千円の申告漏れ
 - (五) 買掛金 六三八千円の計上漏れがあったので控除する。
- 以上加算減算のうえ、差引四二〇千円となったので加算した。

その三

都内において不動産貸付業を営む法人代表者の調査

- (一) 貸付金 台東区に所在する同族法人の借入金を調査したところ、本人に係る申告漏れ及び仮装したものの六九千円を貸付金に追加した。

(一) 立木・立木の年数調査の結果、評価額一二四千円を加算した。

(二) 書画骨董 五〇〇千円申告漏れ

(四) 有価証券 二五年九月に設立した(株)M商店の株式払込金七五〇千円は他人名義を借用した払込金であったので本人分として計上した。

また、U証券の株式二五〇千円は、他人の名義貸しであったので減算した。

(五) 預貯金 一七九千円申告漏れ。

以上加算減算のうゑ、差引二〇〇二千円を追加計上させた。

以上の三例ともそれぞれ修正申告書の提出を求めたところ、これに応じている。

以上三例の調査経過をみると、預金、現金については、収支計算という方法によって確認調査が行われており、金融機関調査は、国税庁通達の線にそって行われていなかったことも分かる。

なお、調査において預貯金等の把握が困難であったことについて前掲の梅津勘蔵氏は、「いわゆる不表現資産というものですが、結局、土地、家屋、山林といった外部からでも容易に掴める財産が課税対象になるのです。確か二五年から統制経済になったと思いますが、それまではヤミ価格でも売買できた。このヤミ取引での儲けは銀行に隠す、これはまずいカネだから本名では預金せずに、いわゆる架空名義で預けるのです。これを把握するのは容易でない。それに株式の取引でも他人名義でやっている場合があつて、こうした不表現資産が押えられなかったのは大きかったと思います。世の中が混乱している時代であり、課税は富裕税だけではなく、職員も現在ほどこいませんでした。」と述べられておられる。^(注5)

項目	区分	① (26. 3. 31現在) 25 年 分	② (27. 5. 31現在) 26 年 分	② / ①
納税義務者数		26,081	人外14,526 31,050 人	119 %
課税財産価額		137,491	百万円外36,111 百万円 186,005	135
同 1 人 当 り		5,271	千円外 2,486 千円 5,990	113.6
納 付 税 額		653	百万円外 173 百万円 957	146.5
同 1 人 当 り		25	千円外 12 千円 31	124

(注) ②欄の外書は、25年分について、27年5月31日までの間調査等により増減額されたものに係る計数を掲げた。

3 資産税関係職員の定数

国税庁が発足した二四年六月当時の税務署数は四九七署であったが、二四年九月に五署、同一〇月に一署がそれぞれ新設され合計五〇三署となった。

ところで、五〇三署のうち、資産税事務に従事していた職員はどのくらい配置されていたのであろうか。

(注6) 統計によると、二四年度には五、四六八名いた職員が、二五年度には二、九七九名、二六年度には二、五六四名と、さらに、二七年度には一、九四八名と年々大幅に減員されてきたが、その理由は、前掲の塩崎氏も述べているように、財産税が一段落して、従来資産税係で管理していた土地台帳が二五年七月に法務局へ移管されたことにより、一挙に五四%もの削減が行われたといわれている。

ちなみに、一署当りの平均定員数をみると、二四年には一〇・八名いた職員が、二五年には五・九名に、二六年では五・一名に減り、さらに、二七年には三・八名にまで減員されたことになる。

なお、五六年四月一日現在における資産税職員数は、三、一八八(注7)名で五〇八署における一署当りの平均定員は、六・二名強となり、

二五年当時の水準を上回るものといえる。

4 申告の結果

二六年分の申告状況は、^(注)前頁表にみるとおり、対前年比で、納税義務者数においては一一九%、課税財産価額では一三五%、さらに税額においては、一四六%と伸びているが、これを一人当たりでみた場合、課税財産価額で一三・六%増の五九九万円と増加している。その原因は、富裕税の課税財産価額を主として構成する土地の評価水準の上昇に起因するものと考えられ、その証左として対前年比一二七・五%と増加した土地の財産価額からみて明らかである。

ちなみに、前年の二五年度予算に計上した富裕税の収入見込額は二〇億二千五百万円であったが、二六年度はその見積りを約二分の一に減額して対前年比五一・八%に当る一〇億五千万円にまで圧縮してようやく九一・一%の収入実績をみたことになる。このことは、二五年度の申告状況が余りにも低調であったか、あるいは当初見積りを過大に計上しすぎたか、いずれにしてもそのどちらかによるものと考えられる。

ペストテン（二七年五月三日毎日新聞）

氏名 (主たる納 税義務者)	住所・職業	課税価格 (万円)
古谷博美	宇部市 石炭鉱業	四七、五二三
住友吉左衛門	神戸市 無職	二六、四〇三
諸戸精文	桑名市 林業	一八、五二八

- 松 下 幸之助 大阪府 電器社長 一六、〇七四
- 中 部 兼 市 下関市 大洋漁業社長 一五、七〇四
- 御木本 幸 吉 三重県 会社重役 一四、一二九
- 黒 沢 貞次郎 東京都 通信機製造業 一三、九四八
- 西 田 隆 男 福岡市 鉱業 一三、七七四
- 伊 藤 豊 次 札幌市 会社重役 一三、七一七
- 上 田 清次郎 福岡県 鉱業 一三、五五四
- (注1) 日本銀行卸売物価指数
- (注2) 日本勸業銀行調査部
- (注3) 前掲 二六年度富裕税事務運営方針案
- (注4) 二六年七月二六日付関局直資第三四六号
- (注5) 前掲 税界の証言 納税通信一、三六二号
- (注6) 国税庁三〇年史 税務署事務職員の推移 六八〇ページ
- (注7) 五六年六月一六日付官総三一一九 国税局及び税務署定員細則の一部改正について
- (注8) 昭和二五年度及び昭和二六年度国税庁第七六、七七回統計年報書

項目	区分	① (27. 5.31現在) 26 年 分	② (28. 5.31現在) 27 年 分	② / ①
納税義務者数		外14,526 31,050	人外22,410 47,929	外154 154 %
課税財産価額		外36,111 186,005	百万円外44,392 百万円346,661	外123 186
同 1 人 当 り		外 2,486 5,990	千円外 1,980 千円 7,232	外 80 120
納 付 税 額		外 173 957	百万円外 343 百万円 2,273	外198 237.5
同 1 人 当 り		外 12 31	千円外 15 千円 47	外125 151.6

- (注) 1. ①欄の外書は、25年分について、27年5月31日までの間
2. ②欄の外書は、25年及び26年分を合せた既往年分について28年5月31日までの間、それぞれ調査等により増減額されたものに係る計数を掲げた。

(三) 二七 年 分

1 事務運営

国税庁は、二七年五月六日二七 年 分 の 事務運営方針を決定し、富裕税については、次の要領により事務運営を行うよう各国税局長に通達している。^(注)

「富裕税は、実施以来第二年目を迎え納税者はこの税に対する関心も漸次高まりつつあるが、富裕税はその歳入面に多くを期待することよりはむしろ、課税上の衡平を保つことに重要な使命があり、その権衡保持如何は今後における合理的な税務行政の成否にも重大な関係があり、①更正・決定に当たっては、主たる財産を中心に総財産の正確な把握に重点をおき、そのためには、②資料の収集及び財産の評価は五月中に終了させ、なお、③できるだけ修正申告書又は期限後申告書の提出を求め、応じない場合に限り更正又は決定の処分を行うこと。」と定めている。

これを受けた各国税局は、それぞれ管下の税務署長に対しこ

の趣旨にそつた通達を發遣している。例えば東京国税局の場合、「二五年分については、その処理を急いだため、調査に徹底を欠いた憾があったから、二六年分の調査に当たっては、①二五年分の調査が十分でなかつたもの、及び②営業資産、不表現資産の調査に重点をおき、収集した資料を十分に活用したうへ、徹底した調査を個々具体的に行うよう。」指示している。(注)

では、第一線の税務署ではどのような調査が行われていたのであろうか。

当時は呼出し(来署依頼)による聞きとり調査が主として行われ、実地調査はごく限られたものにしが行われなかつた。

その調査の主眼は、前年の所得がどのような財産に変形したかにあり、収支計算による手法が多く使われ、その解明調査の過程においてヤミ所得や違法所得がゾロゾロとでてくるケースもみられたようである。

また、この収支計算による調査方法を納税者側が逆用して事前に納税者サイドによる収支計算書が作成され、調査を受けるに当たってはこれを元にした説明に対し、手持資料の少ない税務署側はしぶしぶ納得せざるを得なかつたケースも少なくなかつたといわれている。

2 申告の結果

かくして、富裕税申告の最終年分となる二七年分申告の期限を迎えたが、その結果、予算に計上した収入見積額一億一千九百万円に対し、その約二倍に当る二億七千三百万円の好成績を収めている。

これを前頁表(注)についてみると、対前年比で納税者数においては、一五四%、課税財産価額では一八六%と、さらに一人当たりの課税財産価額も一二〇%増の七三万円と伸びている。

(注1) 二七年五月六日付直資一一八六

(注2) 二七年五月一日付直資第七九号

(注3) 昭和二六、二七年度国税第七七、七八回統計年報書

3 調査事績の総括

富裕税法が施行された二五年分から二七年分までの間における調査事績は、^(注1)次表にみるとおり年を追うごとに向上しているが、特に二六年分と二七年分とを対比してみた場合、増差課税価額、税額、人員ともに目ざましい事績となつて現れている。

このことは、資産税職員が定員の大幅減というハンディキャップを乗り越えて税務職員としての本分達成のためベストを尽くしたといつても言い過ぎではないであらう。

まず、調査接触率を概観してみると、広範囲の納税者に接触したことがうかがわれ、二六年の申告件数一八、〇七^(注2)一件人員にして三〇、九七一^(注3)人に対し、二七年分にみる既往年分の調査事績は一三、〇三六^(注4)件人員にして二二、四一^(注5)〇人に非違等があつたことが認められ、その要更正割合は対件数において七二%、対人員で七二%という高非違率を示している。

非違の内容としては、不動産及び株式等の申告漏れあるいは評価誤り等であつたと推察されるが、その原因としては、課税資料の整備充実に伴う無申告者の捕そく及び担当職員の調査技法の向上等と相まって深度ある調査が行われたものと考えられる。

例えば、各種加算税の賦課状況をみて六、八一四人に対し賦課していることから資産税係の総力を挙げて総当り

的な調査が行われたものといえよう。

次に、前掲の梅津勘蔵氏は、「私はこの税金が三年間で廃止されたことは非常に残念だと思っています。何事も最初から円満に運営できるものではなく、富裕税も同じことがいえます。もう少し我慢して執行しておれば立派な税金になっていたと思います。」と述べておられる。^(注6)

(注1) 二六、二六、二七年度国税庁第七六、七七、七八回絶計年報書

(注2) 二六年度国税庁第七七回絶計年報書、二六分申告額欄

(注3) 同右

(注4) 二七年度国税庁第七八回絶計年報書 二七分分附表1④欄

(注5) 同右

(注6) 前掲 税界の証言 納税通信一三六二号

年分 区分	人員	25	人員	26	人員	27	割		合		
							26/25		27/26		
							件数	金額	件数	金額	
増差課税価額	800人	850 百万円	16,109 人	37,702 百万円	26,047 人	48,446 百万円	2013 %	4,435 %	161 %	128 %	
増差税額	815	10,116 千円	16,040	193,761 千円	26,113	387,363 千円	1968	1915	162	1200	
加算	過少申告	2	5 千円	291	122 千円	4,346				1493	4350
	無申告	28	13 千円	346	605 千円	2,447	1235	4653	707	1389	
	重	—	—	4	11 千円	21				525	25900
加算税計	30	14 千円	641	738 千円	6,814	16,561 千円	2136	5271	1063	2244	

(注) 本表は、当年分の修正申告及び更正による増減差額に既往年分に係る期限後申告、修正申告及び更正・決定分を加算した計数で調理した。

一一 富裕税の廃止

(一) 富裕税法廃止の気運

富裕税法の存廃については、二六年八月ごろには種々の噂が流れていた模様であるが、国税庁はこれを打消すため、その帰すうに関係なく、二六年分の事務の進ちょくを^(年1)図るよう通達しており、さらに、二六年一〇月には、二六年分について課税することになっているから諸般の準備を進めるよう、^(年2)重ねて通達している。

このような動きがあつたことからみると、施行後間もないこの時期において早くもその存廃についての議論がなされていたのであろう。

二八年度予算案の編成作業が進められていた二七年十月ごろになると、富裕税を廃止する考え方は当時与党であつた自由党の政務調査会筋から流れ、その大綱は、一二月二五日自由党総務会に諮られて正式に決定した。当日の新聞^(注3)によると「富裕税^(注3)の廃止のこと、これに伴い所得税の最高税率を若干引上ること。」と報道されている。さらに、二八年一月二〇日付の新聞^(注4)によると、同日閣議決定をみた二八年度予算案についても富裕税は四月一日以降廃止する、と報道されている。

二八年度予算案は、第一五特別国会（二七年一〇月二四日召集）に提出されたが、二八年二月二八日の衆議院予算委員会で質問に立った西村榮一議員（右派社会党）に対して、吉田首相が「バカヤロー」と暴言を吐いたことで紛糾

が生じ、三月二日吉田首相に対する懲罰動議が与党一部議員の一部欠席により可決されたことから衆議院は三月一日解散された。

四月一九日総選挙が行われ、続いて五月一八日に召集された第一六特別国会（八月一〇日閉会）においてこれまでストップしていた予算案を含む法案の審議が続行されることになった。

（注1） 二六年九月一九日付直資一―二〇七

（注2） 二六年一〇月一七日直資一―二七四

（注3） 二七年二月二五日付 日本経済新聞

（注4） 二八年一月二〇付 日本経済新聞

一一一 富裕税法廃止法案の審議

（一） 衆議院

富裕税を廃止する法律案（内閣提出第三三三号）は、二八年六月一三日大蔵委員会に付託されたが、同日開催された同委員会において泉美之松税制第一課長は、渡辺喜久造主税局長に代わって二八年度の税制改正について、まず、所得税の税率改正にふれ「同時に富裕税の廃止を考慮いたしました、（筆者注、所得税の）最高税率を若干引上げまして三百万円を超える金額に対しまして六〇％という税率を適用いたすこととしております。（中略）それから、富裕税を先ほど申し上げましたように本年末を課税時期とし、来年二月末に納付すべき分（注1）から廃止する」との説明を行っ

ている。

つぎに、六月二三日開催された同委員会において、愛知揆一大蔵政務次官は二八年度の税制改正の提案理由について「ただいま議題となりました税法は第一五国会におきまして、そのほとんど全部が当大蔵委員会におきまして御審議が終了いたしましたのでありまして、(中略)第二に、富裕税法を廃止する法律案について申し上げます。富裕税はその実施状況等にかんがみ、負担の調整と税制の簡素化を図るため昭和二八年分から廃止することといたしております。(以下略)^(注)」とその理由を説明している。

実質審議に入つたのは七月一五日からで、まず、野党からの第一陣として木原津与志委員が質問に立つた。

1 富裕税法は廃止するのがしかるべし

○木原委員 これを廃止する趣旨の中に、なかなか税金をとることに追われて、把握しにくいからということが廃止の理由の一つになっておりますが、一体昨年度の富裕税の徴収はどれぐらいになっておりますか。

○渡辺政府委員 二七年度の富裕税の決算見込みは、二二億三千四百万円でございます。

○木原委員 富裕税法を廃止しないで、本年度徴収するということになればその金額はどれぐらいになると予定されますか。

○渡辺政府委員 現行法により実行した場合の本年度の収入見込みは、二七億五千万円を見込んでおります。なお廃止いたしましたしても、前年のものが八億五千万円入って参ります。従いまして本年度でみますと廃止による減収は一八億九千九百万円、こういう数字になっております。

○木原委員 大蔵大臣にお尋ねいたしますが、富裕税は昨年度二二億、本年度において二八億からの税がとれる見込

であるにかかわらず、この富裕税を廃止するということは、どうしてもわれわれとしては納得が行かない。政府は財源がない、財源がないといつも言っておられるが、富裕税を廃止しないで、とつてもさしつかえない税金をとらないで、大衆課税の形においてとるといったようなことは、徴税において公平な措置ではない。

○小笠原国務大臣 この富裕税は、御承知のごとく所得と何も関係なきものであります。従いまして、所得のないものでも税金（富裕税）を払わなければならぬ、そこに非常な不合理があるのであります。そこで今度は、富裕税を廃止するかわりに、六五というところまで（所得税の）税率を高める。六五でありますと、地方税を合せて約七七まで税金を払わなければなりません。そういう措置がとつてあるので、富裕税に対する課税措置は十分に講ぜられておるのであります。この二点から、手数のかかるもので、しかも把握に困難なものである、しかも（税）収入を伴わない富裕税は廃止するのがしかるべし、との考え方でございます。（注3）

2 負担の調整とは

翌七月一六日第二陣として、井上良二委員が質問に立った。

○井上委員 特にこれと対蹠的になります富裕税の問題でございしますが、昨日もこの問題に対して大臣から明確な答弁を私も承ることができませんでした。何かこの富裕税を廃止するに伴って、従来所得税法における累進課税が五五%であったものを六五%に引上げたから、こういうお話でございました。そうすると、五五%でいたのと六五%に一〇%引上げました場合の税収というものはどれだけ見込んでおりますか。それを一応明らかにしてもらいたい。それから富裕税廃止の理由として、負担の調整あるいは税制の簡素化と、こう言っておる。富裕税をやめる場合は税制を簡素化すると言う。勤労者に重たい税をかけるときには煩雑多岐でもかまわない、こう

いうむちゃな話はない。富裕税の負担の調整とは、一体何を言うておるのか、富裕税を設定するときは、負担の調整なんと言う言葉は使っておりません。できるだけ負担の公平ということから富裕税を設定しておるのです。今日になって、負担の調整が困難だから、こいつをやめようというのですけれども、負担の調整というものは一体何を言うのですか。富裕税の廃止だけで税制を簡素化しよう、こう言うのですか、そんなかつてなりくつは許しません。この点についてお答えを願いたい。

○渡辺政府委員 富裕税の廃止に見合いますして、所得税の税率を上げますことによる増収は、六億五千七百万円を見込んでおります。富裕税の廃止による減収は、昨日も申しましたが、本年度におきましては、前のずれのあるせいもあります。一八億九千九百万円、これによって相当な減収になるわけでございます。富裕税をつくりました当時、所得税の最高税率はたしか八五ぐらいだったと思いますが、それを五五に下げる、そのかわり富裕税をつくったという経緯のうらはらになりますので、富裕税廃止の機会に所得税の最高税率を当然上げるべきでないか。それではなぜ富裕税を廃止するかという点につきましては、財政学的な一応のりくつとしましては、とにかくある程度低率な財産税を課税することは、いわゆる無収益財産を持っている人達に、収益財産に持って行くように勧める効能があるというりくつが言われております。しかし実施してみますと、世の中のこととはそう簡単に論理的に行きませんが、現在におきましては、財産価格としては相当大きくなっても、収益はなかなか上って来ない。山主なんかのごとき、あるいは斜陽族的な関係で、昔の大きな家を持っている、しかし何とも経費がかかる、所得はなくても一応財産があるというかっこうになっている。こういう方につきましては、財政学的の一応の理論としてはそれでいいという理論があります。しかし実際的に見て行きますと、具合が悪いという点は、何

とか考えなければならぬ問題だろうと思えます。それから財産税で一番悩みになりますのは、例えば現金を持っているという方のふところがなかなかわからない。さらに進んで預金、あるいは無記名債券をほんとうにどこまでも掘えようということになりますと、税の面からは一応それでもってやったらいいじゃないかという議論も出るのですが、しかしそれによって貯蓄の問題とどう結びつくかということになって参りますと、そこに一応限界が出て来ざるを得ないわけでありまして、結局表面に出ておきますところの不動産の所有者にだけ重くかかって行く傾向も否み得ないようでありまして、そういうような面からしまして、一応やってみましたが、実効が上らない、あるいは本来の目的がどうも達し得ない、やはり無収益財産というものに対して相当の課税をするような行き方については、無理があるのではないだろうかという点など考慮しまして、今度の廃止案になったわけであります。

○井上委員 まことに財産を持つておる人には御都合のいい御答弁でございまして、われわれとしては納得行きかねます。
(注4)

3 討論・採決

かくして委員会審議もその結論を迎える日がやってきた。その日は、二八年七月二三日で砂糖消費税法の一部改正及び富裕税法を廃止する法律案が一括して討論採決が行われ、討論は通告順によってなされた。

○井上委員 政府は、富裕税の捕捉が困難であるという理由、また今回高額所得者に対して所得税の税率を若干引上げたという理由で、年間二〇億に上っておりますこの富裕税を廃止する、こういうことは何としても私も納得が行きません。そもそもこの富裕税は、昭和二五年、当時の吉田内閣が税制の一大改革を実施するに際し、シャ

ウブの勸告に基いて新設したものであって、同法案の提出にあたって、当時の池田大蔵大臣は、今回の税制改革は、恒久的かつ安定した税制の確立を旨としたものであり、一旦改正された税制は、今後相当な期間を持続せしめる前提のものとして立案をしたということを説明しております。この富裕税が実施されてわずか三年を出ずして今日これが廃止されるということについては、政府当局の言う恒久的税制というものがいかにごまかしであり、そのときどきの都合によって、いつでも時の施政者の都合のいい方向に目まぐるしくかわって行くということとは、税制全般の上から考えて決して好ましいやり方ではありません。そういう見地からも、また一般国民に与えますいろいろな影響からも、富裕税を廃止するということについては断じて賛成はできません。また捕捉が困難であるということは理由になりません。問題は、富裕税を完全に徴収する意思があるかないかということにかかっておるのであります、この点に対しては、徴税に対する拙劣さをみずから暴露するものであって、捕捉困難ということとは、理由にはならないとわれわれは考えるのであります。(中略)そういうときに、二〇億とままとまった富裕税という財源を単なる捕捉困難であるという理由だけで廃止するというようなことは、われわれは断じて承認できません。そういう見地からも、私はこの富裕税の存置を強く主張いたしたいと考えるのであります。(中略)以上をもつてこの両案に対する反対の討論を終わります。

○黒金委員 たいだいま井上委員からいろいろ反対の御意見があらまして、中に非常に傾聴すべき点が多いのでありまして、これに反対することは、はなはだ残念であります、私どもはこの原案に賛成いたします者の一人として、賛成の意見を申し述べたいと思ひます。(中略)

第一の富裕税であります、この富裕税の問題につきましては、実施後約三年を経まして、この間の実施状況

にかんがみまするに、現実の問題といたしましては、どういたしましても捕捉が十分に行かない。従いまして、この資産課税というものが強権的に、現われております財産に対する課税に流れがちであつて、収益がなくて単に財産を持っているという者に対しましての相当の重圧になつております。今、井上委員がおっしゃいましたように、これは把握しないのが悪いのだということでありますが、この税金のために非常な経費をかけて、非常な努力をもつていたしますならば、確かに仰せになるように、十分な把握もできるかもしれませんが、やはり税収というものにつきましては、この税を徴収いたしますための経費を十分に考えて、できまじ限りは、安い徴税費をもつて能率をあげることが必要であらうと思つております。従いまして、このような資産課税というものが今の段階におきまして適當であるかどうかという点につきましては、私どもかねてから相當に疑問を持つておりましたところで、今回高額所得者に対する所得税の引上げによつてこの税金をなくするということは、まことに事宜を得たものと考えて賛成いたす次第であります。

○佐藤（観）委員 富裕税というものは前回シャープが来たときに、これが非常にいい法律であるといつて、金科玉条のように、新聞にもうたい、またあの税法を設けるときに、富裕税をうんととるからといつて、実は所得税の最高五割五分に下げたわけであります。ところがわずか三年もたたないうちに、徴税がしにくいといつてこのために、一部の高額所得者のために富裕税を廃止するということは、階級的に見ましても、われわれ不満な条件であります。（中略）はなはだ遺憾ではございますが、この富裕税の廃止といい、砂糖消費税の増徴といい、われわれ社会党にとつては、反対をしなければならぬ皮肉な対象でありまして、われわれは、遺憾ながらこの両法案には絶対反対をするものであります。

○千葉委員長 以上をもって討論は総結いたしました。

これより右両案を一括して採決いたします。右両案をいずれも原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○千葉委員長 起立多数。よって右両法案はいずれも原案の通り可決いたしました。^(注5)

昭和二八年七月二五日富裕税法を廃止する法律案は衆議院本会議に付され、大蔵委員会理事苦米地英俊議員による委員長報告の後、社会党両派を代表した平岡忠次郎議員の反対討論が行われたが採決の結果、起立多数、よって委員長報告通り決せられた。^(注6)

(注1) 二八年六月一三日衆議院大蔵委員会議録第四号

(注2) 二八年六月二三日 同右 第六号

(注3) 二八年七月一五日 同右 第二二号

(注4) 二八年七月一六日 同右 第二三号

(注5) 二八年七月二三日 同右 第二八号

(注6) 二八年七月二五日衆議院会議録第二八号

(二) 参議院

二八年七月二五日衆議院で可決された富裕税法を廃止する法律案は、同日参議院へ送付され、直ちに大蔵委員会へ付託された。

参議院大蔵委員会では七月二七日開会された第二五回同委員会で審議が行われている。

以下審議の状況を会議録によって再現してみよう。

1 現行法による徴収見込額は

○森下政一委員 現行法で富裕税を徴収し得る見込額と、今度これを廃止して、その代りこの所得税の累進率を上げたことよつて徴収し得る金額を双方比較してどういふことになりませうか。

○渡辺政府委員 富裕税の廃止によりまして、二八年度に見積つてございます減収は一八億九千九百万円、それから、他面富裕税廃止に伴う税率引上げによりまして、所得税で見積つてございます二八年度の増収見込み額は六億五千七百万円、これは二八年度だけでございます。

○森下政一委員 平年度と仮に比較すると、どうなりますか。

○渡辺政府委員 富裕税を廃止することによる平年度の減収は、二七億五千万円、経過的な関係によりまして、八億五千万円が本年度に入りますので、差引き本年度の減収は、一八億九千九百万円、それから税率引上げの分は、そのまま本年度一ぱいに入つて来ると見ていいと思つております。従いまして、先ほど申し上げました六億五千七百万円の数字は初年度の数字であると同時に、平年度の数字と御理解願ひしても大差ないと思ひます。

○森下政一委員 只今の御説明によりまして、現行の富裕税を負担する階層は、富裕税が廃止されて、たとえ所得税の累進率が引上げられても、結局負担は軽減するということになるわけですが、そう判断していいですか。

○渡辺政府委員 一般的に言えば、お説のようなことになるかと御理解願つて違ひないと思つております。

○森下政一委員（前略）相当の資産を持っておると思われるいわば負担に耐え得る階層に、こういう軽減になると

思われる措置を直ちにやる必要はないじゃないかということを考えるのですが、御所見どうでございます。

と同時に、私の記憶が若し間違いでなければ、富裕税というものを自由党が作った時の考え方、当時の説明としては、所得税の累進率をたしか五〇％最高に抑えたというときに、それとの釣合いをとるために、たしか五百万円以上の財産のある者に富裕税というものを別に課する、而もその税率は決して多いものではない、これによって累進率の最高限度を抑えるということの埋め合せをしたと私は記憶するのですが、若し今回のように、六五％というのが最高になっておると思いますが、ああいうふうなところまで累進率をとるということならば、前回のようにもっと高い率があったわけですから、六五％で抑えて、富裕税は作らんという措置をとっておいても同じ結果になっておったと思うのです。当時累進税率を抑える一つの埋め合せだということで富裕税を作っておいて、今度六五％まで引上げた。而も実際の運用面からすれば、富裕税をとるよりは収入は少ないというような措置を講ずるといふ、前年富裕税を創設したときに世間を納得させるために説明をした説明を弊履のように捨てるような気がするのです。一時的に世間をごまかしておいたというような工合にとられる嫌いがあるのではないかと、いう工合に考えるのですが、富裕税は存置していいんではないか。どうぞでございますか。

2 富裕税法廃止の理由

○渡辺政府委員 富裕税ができた経緯につきましては今お話の通りでございます。ただこれを数年間実行してみました上で一番痛切に感じますことは、いわゆる無収益財産といえますか、収益を生まない財産に対して、その負担が軽度でありまして、課税することが非常に無理が行くということを実は痛感する次第であります。片方には

御承知のように固定資産税のような地方税もございませし、又財政学のほうでいろいろ教科書に書いてあるところでは、例えば名目的財産税の効果としましては、無収益財産に課税すれば、結局収益財産に転嫁する刺激になりますから、その意味で名目的財産税の持つ効果があると財政学の教科書は教えておりますが、實際施行してみますと、収益財産に転嫁したいと申しまして、例えば田舎で大きな家を持っている。処分したいにも処分のしようもない。といつて先祖代々の家だからこれを建直して小さくするわけにも行かんというような問題でありますとか、或いは山林を持っているかた、これが山の木を伐ればそこに所得が出て参るのですけれども、これを財産として何年か相当年数持っている。それが富裕税の対象になる。こういう無収益財産を持っている時に特にその傾向がはっきり出て参るのですが、軽度な財産税でありまして、どうもそこには無理が出て、課税、徴税の面からいまましても面白くない結果が出て来るのじゃないか。やはりそうした考え方はやめまして、純粹の所得を中心とした所得税主義によつて課税して行くほうがいいんじゃないかというのが、二五年の改正からそう年数がたつておらない現在におきまして、富裕税を廃止しまして所得税に持つて行こうと、そのほかもう一つ、どうしても財産税を将来的確に擱もうといたしますと、例えば現金や無記名の債権、預金等もはっきり把握しなければならんです。が、財産税の時のように一斉に財産調査をやれば別でございませが、それもできない。

平常の時期におきましては負担の権衡上、表に出る顯現的財産、表面的な財産というものをお持ちのかたに負担が大きいかかかつて行く面もございませので、この際むしろこれはやめまして、所得税一本に持つて行くほうがいいんじゃないかという結論が出たわけでございませ。

それでは六五%にとどめるのはおかしいじゃないか、もつと高い税率に上げたらどうかという御議論があつた

ように思いますが、

〔理事西川甚五郎君退席、委員長着席〕

この点いろいろな考え方があり得ると思いますが、現在の六五の税率、これは所得税だけで計算しますと六五でございますが、これに住民税、所得税などを計算しますと、七割五分といった負担になります。相当地額の所得なら八割も九割もといった考え方もあり得ると思いますが、余り高い税率を盛りますと、いろいろな面におきまして脱税の誘惑が大きくなり、いろいろな弊害も出て参りますので、まあ住民税を考えれば七五にもなる税率でございますので、一応六五にとどめたいんじゃないかと結論を出した次第でございます。

3 富裕税法は政府の失敗か

○森下政一委員 それでは愛知さん、どうでしょうね、こういうことが言えますか。この前富裕税を作った時には、所得税の累進率を余り行過ぎだということでこの程度で抑えてしまふ、百分の五五ですか、最高は抑えてしまふ、その上は打切った。その埋め合せに富裕税を作ったわけだったんだが、この措置は間違いだつた。当時せめて百分の六五くらいの累進率は置いておいて、富裕税なんというものは作らないほうがよかつた、これは自由党政府の失敗だつたと、こうはっきり政府が考えている、こういうふうに了解していいわけですか。

○愛知政府委員（大蔵政務次官） なかなか微妙なお尋ねでございますが、私は率直に申しますが、結果においてさような御批判を頂いても止むを得ないと思ひます。

○大矢委員長 他に御発言もないようでございますが、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

4 討論・採決

○大矢委員長 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

このあと、菊川孝夫委員が反対、森下政一委員反対、平林太一委員も反対の討論をそれぞれ行った。

○大矢委員長 他に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢委員長 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。富裕税を廃止する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○大矢委員長 多数であります。よって本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續きは、前例により委員長に御一任願いたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

三木与吉郎	前田 久吉	小林 政夫	山本 米治	青柳 秀夫
西川甚五郎	岡田 真一	藤野 繁雄	土田国太郎	(注)

昭和二八年八月一日富裕税法を廃止する法律案は参議院本会議に付され、大蔵委員会の委員長報告の後、討論、採決が行われ起立多数によって委員長報告の通り可決され、即日法律一六四号をもって公布せられ、ここに成立以来三

年という短い施行に幕を閉じた。

(注1) 二八年七月二七日参議院大蔵委員会会議録第二六号

一三 富裕税の廃止に伴う処理

富裕税が二八年八月一日法律一六四号をもって廃止されたことに伴いその事後処理として、国税庁は「納税者名簿」を作成してその幕を閉じているが、昭和二八年度国税庁事業年報書は、富裕税について次のような記述を残している。

三 富裕税

(一) 富裕税の廃止に伴う処理

富裕税は、二五年から二七年まで三ヶ年課税してきたが、富裕税法の施行状況にかんがみ、租税負担の調整と税制の簡素化とを図るため、二七年分限りで廃止することとし、富裕税法を廃止する法律が公布、即日施行された。従って、本年度は、二五年分及び二六年分に関する未済分の処理促進と二七年分の更正、決定等の事務の優先処理とに鋭意努力したが、なお四八六件の処理が二九年度に繰越された。なお、前年度に開始された山林特別調査は、本年度において最終的処理を終えた。

(二) 納税者名簿作成の準備

富裕税大納税者名簿を作成するため、二九年二月一日現在で調査した各年分の大納税者数は次のとおりである。

二五年分 課税価格三〇〇万円以上の納税者 五〇三件

二六年分 課税価格三五〇万円以上の納税者 五四三件

二七年分 課税価格五〇〇万円以上の納税者 五八三件

なお、二五年分、二六年分及び二七年分の二九年三月三一日における現在額（課税価格階級区分調）は参考表第一八九表ないし第一九一表のとおりである。

（注）本年度に予定していた富裕税納税者カードの作成及びI・B・M統計機による課税実績等の集計は、課税処理の状況を勘案して翌年度に行うことになった。

一四 諸外国にみる富裕税制

これまでは我が国における富裕税の創設から廃止に至るまでの経過をみてきたが、本稿に関する参考資料として諸外国における実施例を駒木晃氏のレポート(註一)からその大要を紹介する。

北欧に位置するデンマーク・スエーデン・ノルウェーは、いづれも一九〇〇年代の初頭に導入されておりすでに六〇年以上の歴史を有している。

ヨーロッパにおける代表例としては、一九一四年のオランダ、一九二二年の西ドイツ（州税）があり、フランスにおいては一九八二年から導入されている。アジア地域においては、イギリスの経済学者カルドアの勧告によってインドが一九五七年、スリランカが一九五九年にそれぞれ採用されており、パキスタンでは一九六三年に実施している。

富裕税の実施に当たっての目的は、当該国の歴史的背景や政策目的によって若干異なるが、共通する目的は、社会正義、公平負担の理念に基づき富の分配における社会的公正の縮少を基本に、所得税を補完すべきものとして位置づけているほか、一般的には、①勤労所得と比較し担税力に即した税負担の配分という観点から財産所得を重課する、②富の集中を防止した税負担の公平を図る、③税務行政の効率化の促進、等が挙げられている。

富裕税の納税義務者は個人の場合が多く、課税対象は総財産から負債総額を控除した純財産であるが、税率については累進税率を採る国と比例税率を採る国とに大別される。

富裕税により大きな再分配効果を求めて累進税率を採る国としては、北欧諸国とスイスで税率も一%を上回る（スイスを除く）ケースが多い。これに対して比例税率でしかも一%を下回っているのが、オーストリア、西ドイツ、ルクセンブルグ、オランダのヨーロッパ諸国である。課税最低限は随時見直しと調整が行われていて必ずしも固定されたものではない。北欧及びヨーロッパ八ヶ国中（スイスを除く、一九七四年基準、米ドル表示）最も高い課税最低限を設けている国は、デンマークの七万八、二八一ドル、最も低いのはルクセンブルグの二、六八一ドルと大きな格差がみられている。一般に一人当り国民所得の高い国は相対的に低い課税最低限、対照的に一人当たり国民所得の低い国は相対的に高い課税最低限をもつとされている。

富裕税からの税収は僅少で、各国とも歳入に占める比率は一%前後である。

表2 比例税率を採用している国

区分	オーストラリア	ルクセンブルグ	オランダ
納税義務者	個人、法人	個人、法人	個人
税単位 (合算の有無)			夫婦合算
課税標準・控除等	<p>＜居住者＞ 国内、国外に所有する全財産から償務を控除した純財産価額 ＜非居住者＞ オーストラリア国内に所有する特定財産 ○居住者である個人に対する控除基礎控除 100,000ポンド 配偶者および扶養家族1人につき 100,000ポンド ○非居住者に対する控除なし</p>	<p>＜居住者＞ 国内、国外に所有する全財産から償務を控除した純財産価額 ○居住者たる個人に対する人的控除 基礎控除 100,000フラン 夫婦者 200,000フラン 扶養子女1人につき 100,000フラン 追加控除（低所得の老人） 100,000フラン ＜非居住者＞ ルクセンブルグ国内に所有する特定財産から負債を控除した純財産価額</p>	<p>＜居住者＞ 国内、国外に所有する全財産から負債を控除した純財産価額 ○人的控除 35歳以下の独身者 48,000フロロリン 夫婦者と35歳以上の独身者 59,000フロロリン 扶養家族1人につき 15,000フロロリン ＜非居住者＞ オランダ国内企業にもつ資産、国内所有不動産、国内に所有する不動産に担保された債権、国内請求権 ○人的控除 ただし非居住者に対しは控除が認められる</p>

表3 諸外国における富裕税制度の概要

国名	税率構造	賦課制度	最低税額等	国税・地方税総収入に占める割合	所得税の最高税率	備考
デンマーク	累進税率 (0.9～1.1%)	所得税(国税、地方税)、基礎年金保険料及び富裕税の合計額は所得の70%	課税所得が課税財産の6%を下回る0.4%に富裕税は5%ずつ減額、課税所得のた い場合は80%減額される	(1976年) 0.41%	39.6%	
フィッランド	累進税率 (0.1～2.6%)	所得税(国税・地方税)、富裕税、教会税及び社会保険料の合計額は所得の80%		0.91%	51.0%	賦課限度を超え る場合は国の所得税が減 額される
アイルランド	単一税率 (1%)	所得税及び富裕税の合計額は所得の80%	最小納税額→富裕税額の50%	0.40%	77.0%	78.4.6より廃止
オランダ	単一税率 (0.8%)	所得税及び富裕税の合計額は所得の80%		0.46%	72.0%	
スウェーデン	累進税率 (1.0～2.3%)	所得税(国税・地方税)及び富裕税の合計額は所得200,000SKrまで80%所得200,000SKrを超85%	最小納税額→課税財産の50%標準相当額を課税税額と した富裕税額	0.39%	57.0%	賦課限度を超える場 合の減額順序 ① 富裕税たる所得税 ② 国税たる所得税 (地方所得税の整減は認められない)
ノルウェー	累進税率 (0.4～1.6%)	所得税及び富裕税(国税・地方税)の合計額は所得150,000Kriまで80%所得150,000Kriを超90%		0.31%	48.0%	
オーストリア	単一税率 (1.0%)	なし		0.50%	62.0%	
ドイツ	単一税率 (0.5%)	なし		0.51%	56.0%	1975年改正で富裕税 額の所得控除を廃止 した。
ルクセンブルグ	単一税率 (0.5%)	なし		0.26%	57.0%	

(注) この表は、個人に係る富裕税に関するものであり、OECD資料に基づいて作成した(1978年6月現在)。

次表は累進税率を採用している国(表一)と比例税率を採用している国(表二)における税制のあらましである。
なお、表三は、表一及び表二に掲げられていないアイルランド・スエーデン及び西ドイツ等の諸国における富裕税
制度の概要であるので参考までに付したものである。

(注1) 駒木晃著、主要国における「富裕税」制度 国立国会図書館調査立法考査局刊

レファレンス 三二六号 七六ページ 一九七八年三月発行

(注2) 五六年三月 税制調査会刊 「税制調査会関係資料集」 一三二ページから

一五 富裕税の長所と短所

これまでに述べてきたように富裕税は六〇年以上の施行歴をもつ国と施行後僅か三年で廃止された我が国の例などがみられるが、結びに当たり富裕税の長所、短所について一考してみるのも意義のないことではあるまい。

大浦一郎氏は、「富裕税に関する一考察」^(注1)においてその長所、短所について詳細に検討されておられるのがその要
点は次のとおりである。

一 長所

- (一) 水平的公平の維持に役立つ
- (二) 分配の平等を促進する
- (三) 資源利用の効率を高める

(四) 經濟の安定化に役立つ

(五) 稅務行政上の統制を強化できる

と五項目を列挙し、第一の長所としては所得稅の補完稅としての性格を有し、貨幣的所得を生まない財産を求めることにより所得稅を回避する人々を富裕稅はとらえることができる。つまり財産と所得の兩者を課稅の対象とすることにより、タックス・ベースを拡大し、同時に租稅の回避を縮少できるとしている。

第二の長所としては、經常的な財産稅である「富裕稅」は、採用している国々の実例から明らかかなように稅率も低く、ほとんどの場合財産そのものから支払われることはないので、より限られた意味における分配の平等しか達成されない。しかし、財産の不平等の是正が多少とも行われているという事實は、広範圍の社会構成員の間に公正觀をもたせるのに役立つ、政治的選択に際しての意思決定を容易にするにちがいない。

第三の長所は、富裕稅は納稅者の所有財産から生ずる所得とは無關係に、財産の評価額をベースに課されるものであるから、当然、運用を心掛けるというものである。所得稅と比べて富裕稅は納稅者の行動の利潤動機を強め、危険の負担をおそれなくさせるのである。納稅者はより大きな所得を得るために資源を効率的に用いようとする。

第四の長所富裕稅が景氣變動におよぼす効果は所得稅（累進的な）と比較すれば安定的であり、租稅の中でも景氣弾力的な所得稅と比べれば富裕稅は安定的であろう。

第五の長所は、富裕稅の賦課によつて他の租稅の課稅容体の捕捉率も増すということである。富裕稅を課すためには、各人の所有する財産についての詳細な資料が必要であるが、それが所得稅等の賦課に際しても利用できるから全体として稅務行政を引締めることになり、脱稅の余地を狭くし、減少させることになる。例えば、西ドイツの場合所

得税と財産税の申告書は異なった形式をもつが、ともに同一の税務当局に送られ相互に検証される。また、財産税についての情報が相続税や贈与税にも用いられ相互に申告の信ぴょう性を高めることができるといわれている。

二 短所

(一) 税務行政上の諸困難

(1) 徴税費の大きさ

(2) 経済を停滞させる

第一の短所、課税客体の捕捉と評価の問題がある。シャープ税制にみられた我が国の富裕税もこの点を理由にして廃止となったことは周知の通りである。もし課税客体の把握が十分でなければこの税のもつプラスの効果がどの程度発揮されるかは疑問である。例えば、富裕税回避の対象とされやすい宝石、美術骨董品等を公平の観点から課税客体に含むとすればその捕捉は難しいし、その捕捉と評価を納税者の自主的な申告に委ねれば、少なくとも過少申告の可能性は大きいであろう。その他、架空名義や無記名の預金の増加も考えられる。

次に問題になるのは評価である。評価を正しく行うためには評価実施の回数をややすことである。したがって、第二の短所として税務職員を増加させることになり徴税費がかさむことになる。

第三の短所、この説は見解の相違から生ずるもので他の人々が長所とみなす経済的效果が全く逆なものであるという点である。例えば、貯蓄であるが、貯蓄は純財産税の課税客体を拡大させるものであるから、もし納税者の労働意欲や事業意欲が究極の目標として貯蓄を目指しているものであれば、当然、彼の労働意欲や事業意欲を阻害し経済の成長を抑制する作用をもつてであろうと考えることができる。

また、別の要因としては評価時と課税時とのずれである。例えば、毎年度末の現況に基づいて査定される株式を考えてみよう。時には株式市況の最低の時期に、現在価値よりも高い財産税を払うことがあるかも知れない。もっとも、財産税額が租税収入に占める比率は決して大きくないことから、この効果は実際にはそれ程問題とはならないが、この税が経済を不安定にさせる効果をもつという事実には変りがない。とそれぞれその理由を述べておられる。

また、前掲駒木晃氏は、「中期税制答申」^(注2)にみられる新税候補としての富裕税が実施された場合、執行上の問題点として次の四項目を指摘しておられる。

(一) 資産の把握と評価をめぐる問題

表現資産だけが捕捉され易く無記名預金がふえたり架空名義預金の確認や非上場株式評価の点で納税者との間で紛争が起ったり、また、課税もれが生じ易い等の技術的困難さと、その結果もたらされる不公平拡大の危険性がある。そこで十分な資産調査と厳正な資産評価査定が担保されるよう税務行政の整備が必要となる。実施に当っての最大の問題点は、この資産を正確に捕捉できるかどうかの一点にかかっていると^(注3)も過言ではない。

(二) 納税者と資産所有者の同一性の確認

累進税の発達以来、総合課税をどう有効に機能させるかは租税法における「所得概念」規定とも関連して執行面においてどこの国でも苦心してきた問題である。全体的、系統的な資産調査とその調査データの一元管理^(注3)によってのみ富裕税の適正な執行が可能になる。アメリカに例をみる「社会保障番号」制^(注3)(背番号制)の導入について国民的合意をとりつけることが前提であろう。

(三) 導入に当たって必要となる行政費用の負担が支弁できるか

税金に比較し徴税費用が大きく、しかも完全実施するために必要となる当初費用（税務職員増員、事務諸経費）が小さくないこと。

四 導入のタイミングの問題

景気刺激策が望まれている時には、景気への悪影響が心配されること。我が国における社会保償制度が「所得再分配に寄与する範囲」とも関連させつつ、今後の富裕税導入論議を深めることが必要である。と結んでおられる。

（注1） 明治学院論叢第二六一号 一九三ページ 明治学院大学文経叢会

（注2） 五二年一〇月四日税制調査会「今後の税制のあり方についての答申」のうち、新税として、「富裕税については、資産の保有による担税力に着目して課税することにより所得税の機能を補充するとともに富の集中の抑制にも寄与し得る等の観点から、これを導入すべきであるとする意見であり、これに対しては、富裕税は、例えば不表現資産の把握に万全を期し難いことから税負担が不公平となるおそれがある等の理由から、その導入には慎重であるべきだとする意見があった。

他方、富裕税は、単独で導入の是非を論ずるよりも、一般消費税が導入されることとなる場合にそれとの組合せで検討することが適当であるとする意見も残されているので、執行面における諸問題について引き続き検討を重ねた上で結論を得ることが適当であろう。」とこのように新税候補の富裕税について答申している。

（注3） 社会保障庁が社会保障税の実施に当たって混乱を防ぎ個人の同一性の認識を確実なものとするために、一九三五年より採用している制度である。「社会保障番号を有する個人は当該番号を『納税者番号』として使用し社会保障番号を有しない個人は、税務署または社会保障庁に申請し納税者番号を取得することを要する」（内国歳入庁規則）との定めに基づき、納税義務者は、税務当局に提出する申告書その他の書類にはこれらの番号の記載が求められており、利子・配当等の支払いに関する情報申告書にも受取人に係るこの番号の記載がなされている。今日のアメリカ社会では、銀行の

預金口座の開設や大学入学それに各種保険の管理にも社会保障番号が使用されており、身分証明の一種として重要な役割を果し日常生活に不可欠なものとなっている。

前掲 レファレンス 一〇五ページから

あじがき

富裕税創設当時の大蔵大臣であった池田勇人氏は、富裕税を、「この税は、当時私が警告したとおり、鬼面人を驚かす効果を挙げた程度で、今日（注・二七年八月当時）に至っても徴税費と徴収する税金がどっちこちで、資本蓄積上の弊害はいうにおよばず、結局、学者の良心を満足せしめただけであった」と短評しておられる。

また、富裕税が廃止された時の主税局長渡辺喜久造氏も、「富裕税を執行した結果は、いささか理論が勝ちすぎたきらいがあった。所得税についてとった総合課税主義の原則が、わが国経済の現状に適さないという理由で、次第にくずれていったのと併行して、富裕税の課税は、不動産その他外見上容易にとらえやすい財産に重課されるきらいが顕著にでていた。また、無収益財産に対する課税は、理論の上からはともかく、実際の上ではいろいろな無理が生じた。さらに手数のかかる割合に税収入があらならないことも見逃せなかった。」と廃止に至った原因を述べておられる。

さらに、泉美之松、平田敬一郎の両氏は忠佐市氏との談において、

泉 どうも主税局自身も、不表現資産に対する課税ができないという面で、かえって不公平な税制になるのではないかという心配をして、何とかいい知恵はありませんかと言ってきているんですけども、いい知恵はないわけ

です。

平田 問題はやっぱりどこまで正味資産を把握できるか、ということでしょうね。理論上はよくても実際は大へん不公平になるおそれ多いということでしょう。

泉 書画骨董、宝石、これはもうなかなか難しい。それからあのときやって、一番困ったのは同族会社の株の評価ですね。これが毎年評価しなきゃならん。相続ですと相続のたびだけでいいんですけども、富裕税となると毎年ですからね。同族会社の小さなのは、うまくいっているとときと悪くなったときの差が大きいですからね。^(注3)

と、施行の経過をふりかえり前掲渡辺氏とほぼ同じような意味のことをそれぞれ指摘しておられる。

最後に富裕税の執行に当たった国税庁は、「富裕税は短命な生涯で幕を閉じたが、その間にあって、適正な申告と納税を推進するための申告指導の強化や積極的な広報、富裕税取扱通達の制定、富裕税財産評価事務取扱通達の制定、適正な課税を行うための実地調査などに相当の努力が払われ、当時の資産税事務のうちでも重要な税目の一つであった。」と、一三〇余文字をもって富裕税法施行三年間を国税史の一コマとして書き記している、廃止後が三〇年を経た今日、富裕税事務に従事した多くの人々の努力のあとを、この行間にかいまみることができ。

本稿の執筆に当たっては、つとめて私見を排し、収集した資料を忠実に投影したつもりであるが、筆者が非才のため十分に意を尽くすこともできず、冒頭に記した温故知新の実を挙げ得なかったことを深く反省している。

(注1) 前掲 池田勇人著 均衡財政 二五五ページ

(注2) 前掲 渡辺喜久造著 税の理論と実際(実際編) 二四〇ページ

(注3) 前掲 昭和財政の回顧と展望下巻 三二〇ページ

(注4) 前掲 国税庁三〇年史 二八〇ページ

(現・玉川税務署副署長)